

平成29年由仁町議会第4回定例会 第1号

平成29年12月12日(火)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、産業厚生常任委員会道内行政視察報告
 - 4、総務文教常任委員会道内所管事務調査報告
 - 5、産業厚生常任委員会道内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 国民健康保険由仁町立診療所設置及び管理条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の制定について
- 8 議案第 3号 国民健康保険由仁町立病院の病床転換に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 9 議案第 4号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 5号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 6号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について
- 12 議案第 7号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について
- 14 議案第 9号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第11号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 17 議案第12号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 18 議案第13号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
- 19 議案第14号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
- 20 会議案第1号 議員派遣について
- 21 意見書案 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書の第1号 提出について
- 22 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(10名)

議長10番 熊林和男君 副議長9番 吉田弘幸君

1番 羽 賀 直 文 君
3番 加 藤 重 夫 君
5番 浮 田 孝 雄 君
7番 大 竹 登 君

2番 早 坂 寿 博 君
4番 後 藤 篤 人 君
6番 佐 藤 英 司 君
8番 井 村 勇 夫 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利
教	育	長	田	中	宣
代	表	監	查	委	員
總	務	課	長	中	島
地	域	活	性	課	長
住	民	課	長	山	影
産	業	振	興	課	長
保	健	福	祉	課	長
保	健	福	祉	課	專
建	設	水	道	課	長
町	立	病	院	事	務
教	育	課	長	泉	陵
農	業	委	員	會	事
農	業	委	員	會	事

○出席事務局職員

局	長	菊	地	和	夫
主	査	荒	井		修
主	事	下	田	葉	月

◎開会 午前 9時33分

○事務局長（菊地和夫君） このほど空知町村議会議長会の表彰既定により、平成29年度の基準日において10年以上議員の職にあった佐藤議員が表彰され、表彰状をお預かりしております。

これより熊林議長から伝達を行います。

（表彰状伝達）

○事務局長（菊地和夫君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成29年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 後藤君、5番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会の協議を踏まえ、12月8日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の改正案3件、条例の一部改正案2件、平成29年度各会計補正予算案7件、特別会計の設置議案2件の計14件であります。続きまして、議会提出案件として会議案1件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の3件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案、会議案、意見書案については全て

単独上程といたします。一般質問については、1日目の12日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、12日は日程第1から日程第19まで、2日目、14日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については12月12日から14日までの3日間とすることで意見の一致を見たところです。なお、14日、人事院勧告に伴う議員、特別職職員の給与及び期末手当の改正条例案とこれに関連する補正予算案が追加議案として提出される予定となっております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの3日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成29年度9月分、10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の産業厚生常任委員会道内行政視察報告をいたします。閉会中に実施された産業厚生常任委員会道内行政視察の報告書の提出がありました。お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、4の総務文教常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。総務文教常任委員長から報告を求めます。

加藤委員長

○3番（加藤重夫君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項はふるさと寄附金の状況について及び財政推計についてで、平成29年11月9日木曜日に実施しました。出席委員、説明員等は記載のとおりでございます。

ふるさと寄附金の状況についてですが、経緯につきましては記載のとおりです。これまでの由仁町における実績ですが、平成25年度から平成29年度途中までの実績は記載のとおりですが、飛躍的に増加しております。返礼品につきましては、本年度の返礼品は3

3種類、110品目にも及び、人気の返礼品は米やメロン、スイカ、イチゴ等の農産物になっております。日本食品のコーンフレークも年間を通して人気があるとのことでした。今年度の順調な要因につきましては、昨年度までは5月の連休明けから新年度の申し込み受け付けをしていましたが、今年度は準備を早目に行い、例年より1カ月ほど早い4月1日から申し込み受け付けを開始し、返礼品のラインナップ拡充や寄附者の多様なニーズの把握に努めたことが要因となっております。今後の課題といたしましては、制度自体の問題点として、高額納税者に有利な制度であることやこの制度によって大幅に税収が減少している自治体もあり、存続も含めてこの制度がどのようになっていくのか不透明であること。また、由仁町においては、返礼品として大変人気がある由仁町産の農産物がインターネットにアップしても短時間で申し込み終了となることから、数を確保することや協力してもらえる生産者を発掘することが当面の課題となっております。

財政推計についてですが、平成26年度水道料金改定検討時に行った財政推計と本年平成29年度に行った財政推計について比較を行いました。比較の結果ですが、平成26年度は推計後に増加した事業や前年度からの繰り越し事業分があり、歳入歳出総額は実績では増加していますが、財政調整基金残高は8億円で、ほぼ推計どおりとなっていました。平成27年度は、交付税等が推計よりも1億円程度ふえており、歳入歳出総額も増加していました。また、推計では財政調整基金を1億円程度取り崩すことを予定しておりましたが、交付税等の歳入がふえたので、ほぼ取り崩しをせず、財政調整基金残高は8億円を維持することができました。平成28年度は、交付税等が推計よりも2億5,000万円程度ふえており、歳入歳出総額も増加していました。また、推計では財政調整基金に8,000万円積み増しすることを予定していましたが、水道会計への繰り出し基準の改定や病院会計の赤字補填分の繰り出し増により、積み増しはできませんでしたが、財政調整基金残高は8億円を維持することができました。平成29年度は、給食センター改築事業等により歳入歳出総額が推計よりも大幅に増加しております。しかし、交付税等は前年度実績よりも1億円程度減少すると見込んでおり、財政調整基金も当初予算で約2億円取り崩し、年度末残高は6億円と見込んでいます。平成30、31年度は、平成26年の推計では45億程度の歳入歳出総額で見込んでいましたが、施設の老朽化に伴う整備の増により、平成29年の推計では52億円程度見込んでいます。しかし、交付税等の歳入は平成29年度の交付状況から減少傾向にあると見込んでおり、財政調整基金の平成31年度末残高は平成26年度推計では4億円で見込んでいましたが、平成29年度推計では2億円程度取り崩し、1億と見込んでおります。全体として、平成29年度以降、歳入歳出総額は平成26年の推計のときよりも増加と見込んでいるのに対し普通交付税は減少傾向にあると見込んでいるため、平成26年度の推計時と比較すると今後は財政運営が厳しくなると見込んでいるということでした。

調査後の所見です。まず、ふるさと寄附金の状況についてですが、担当部局の創意工夫でここ数年の間に飛躍的に寄附額が増加し、平成29年度は年内にも1億円に到達しそうな勢いで寄附額が伸びております。今後も引き続きPRと返礼品の確保に努めることを望みます。

次に、財政推計についてですが、平成26年に行った推計においても平成29年度以降は財政調整基金の減少を見込んでいましたが、平成29年の推計ではその減少の度合いが大きくなっています。財政調整基金が大きく減少する要因としては、平成26年の推計時には給食センターの建設や町立病院の改修事業を見込んでいなかったことや他会計への繰出金が増加してきていることもありますが、歳入の大部分を占める地方交付税が減少傾向にあることが要因であるとのことでした。しかし、この平成29年の推計ベースで基金を取り崩していけば平成32年には基金が底をついてしまうことから、早急に財政健全化に向けた取り組みが必要と考えているところであります。

以上で総務文教常任委員会町内所管事務調査の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 次に、5の産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。

産業厚生常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。

産業厚生常任委員長から報告を求めます。

佐藤委員長

○6番（佐藤英司君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は農作物の生育状況についてで、平成29年10月13日金曜日に実施しました。大豆及びてん菜につきましては、古山のほ場で現地調査を行いました。出席委員、説明員は記載のとおりです。

調査結果、まず空知農業改良普及センター空知南東部支所から10月1日現在の主要農産物の生育状況について説明を受けた後、大豆及びてん菜のほ場を視察しました。その後米賓館を訪問し、そらち南農業協同組合から水稻の生育経過や品質状況について説明を受けました。

主要農作物の生育状況について。水稻につきましては、出穂後の気温が平年より低く推移しましたが、もみ数がやや少ない小ぶりの稲であったため、登熟は進み、成熟のおくれは4日程度におさまりました。収穫作業は、長雨の影響で6日程度おくれました。生育の良否は並みです。秋まき小麦につきましては、成熟期の稈長、穂長は平年をやや下回っていましたが、穂数は平年並みで、収穫作業はほぼ平年並みに終了しました。生育の良否は並みです。大豆についてですが、葉数は平年をやや下回っていますが、草丈、着莢数は平年をやや上回っており、ほ場間のばらつきが見られます。病害虫は、一部のほ場でカメムシやベト病等が見られたものの、全体の発生は少なく、生育の良否は並みです。てん菜につきましては、6月の降雨で湿害が一部のほ場で発生しましたが、生育は順調に推移し、草丈、葉数、根周ともほぼ平年並みとなっています。生育の良否は並みです。タマネギにつきましては、球肥大期は平年並みに迎えましたが、湿害と高温でほ場間の差が見られました。病害虫は、白斑葉枯病の発生は多かったが、アザミウマ類の発生は少なく、生育の良否は並みです。

水稻の生育経過や品質状況について。生育経過、6月の曇天多雨により生育が停滞しましたが、7月以降の高温と天候に恵まれたことから回復し、8月についても比較的順調に推移したことから、おおむね平年並みから平年作以上の収穫作業となっています。収量は平年作以上を見込んでおり、くず米は平年より少な目で推移しています。品質、ゆめぴりかを中心に受け入れを行っていますが、他品種も含め全体的にくず米の発生量が少なく、製品歩どまりが高くなっています。本年は通称シラタと呼ばれる乳白粒の発生はやや少ないが、青未熟粒という緑色の粒が多い状況のため、青未熟粒を中心に色彩選別機で除去しながら調製作業を行っています。食味の基準となるたんぱく値については全体的に低目で推移している状況で、低たんぱく米仕分けとなる6.8%以下の入荷が多くなっています。

調査の結果、ことしの農作物は6月の天候不順により生育状況が心配されていましたが、7月の高温により順調に生育し、おおむね平年作を見込める状況であり、出来秋に期待しております。

以上、産業厚生常任委員会町内所管事務調査の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 各常任委員会所管事務調査報告と一部重複するところがございますが、平成29年第3回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

初めに、第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。12月1日現在の寄附金の額は、受け付けベースで3,446件、9,709万円となっております。昨年と同じ時期と比べますと、件数で993件、金額で2,924万円の増となっており、現時点で前年度決算額、28年度の決算額であります9,650万円を上回る額の寄附をいただいているところでございます。また、返礼品につきましては、総務省から指針が示されておりますが、今後もこれらの動向に注視しながら、より多くの寄附者の共感を得ることができるようPRに努めてまいります。

第2点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稻につきましては、農林水産省が12月5日に公表した作況指数は全国で100、北海道で103、南空知で105のやや良となり、北海道中央農業共済組合による収量調査においても10アール当たりの収量は当町の平均基準単収505キログラムを上回る590キログラムとなっております。品質につきましては、そらち南農業協同組合によりますと、ななつぼしを中心に未熟粒、成熟していない粒の発生が多く見られましたが、シラタと呼ばれる腹白、乳白粒、米粒が白色化し、不透明な粒のことでありますが、その発生はどの品種も少なく、たんぱく値につきましても低く推移しており、またくず米の発生量が非常に少ない傾向となっております。

す。次に、出荷の状況であります。11月末現在の町全体の出荷数量は13万6,730俵で、そのうち1等米として99.8%が出荷されており、高品位米の割合は昨年より多い67.1%となっております。てん菜につきましては、生育は良好で、日本甜菜製糖の由仁原料事務所によりますと、収量は10アール当たり6.5トン、糖分は17.1%と平年を上回る見込みとなっております。次に、豆類であります。大豆につきましては生育はおおむね順調に推移し、全体に汚粒、汚れた粒であります。汚粒の発生やしわ粒、しわの入った粒、粒が裂ける裂皮などの発生は少なく、品質は良好であり、上位等級品が中心となっているところであります。小粒大豆の収量は、10アール当たり4.3俵とほぼ平年並みの状況となっております。大粒大豆につきましては、未調製のため収量は不明であります。一部品種によっては小粒傾向であるものの、品質についてはおおむね平年並みの見込みとなっているところであります。小豆につきましては、昨年、一昨年の相場低迷により作付面積が大幅に減少し、集荷量については昨年並みで、品質についてはおおむね良好となっているところであります。タマネギにつきましては、6月の曇天と7月の高温の影響によりまして水焼け被害のほ場が多く発生したことから、平年より小玉傾向で、収量は10アール当たり約5トンと平年をやや下回り、個人差が大きい結果となっております。バレイショにつきましては、全体的に小玉で、降雨の影響により腐敗の発生が若干見られましたが、例年問題となる病気はほとんど見られず、収量は10アール当たり3.5トンと平年並みの結果となっております。花卉につきましては、生育は順調に進み、品質のよい上位等級品を多く出荷できたことから、販売額は5年連続で3億円を超えたという報告を受けたところであります。本年は、4月、5月は高温で生育は順調でありましたが、6月に入り、低温と曇天多雨による日照不足、7月は高温、8月以降は低温と気象変動があったことから、一部農作物において影響を受けたものの、総じて平年並み、または平年を上回る作況となったところであります。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の第1太田線道路改築工事は、10月18日に着工し、現在道路排水工事の作業中で、進捗率は75%であり、本年12月26日に完成の予定となっております。次に、水道事業の道道東三川由仁停車場線支障水道管布設替工事と由仁取水施設撤去工事は、いずれも9月27日に着工し、道道東三川由仁停車場線支障水道管布設替工事は現在布設替工事を終え、後片づけの作業中で、進捗率は95%であります。完成は、本年12月18日の予定となっております。また、由仁取水施設撤去工事は、現在工事に支障となる立木の伐採及び抜根、仮設道路設置工事の作業中で、進捗率は15%であり、来年3月19日に完成の予定となっております。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成29年第3回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告をいたします。

ゆに教育の日の取り組みについてであります。この取り組みについては、平成22年度から町民教育に関する理解と関心を深めることを目的に、11月1日をゆに教育の日と定め、さまざまな取り組みを実施しているところであります。その取り組み内容ですが、11月1日に町内小中学校及び幼稚園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、昨年より30名多い延べ142名の保護者や地域の方々に子供たちの授業の様子や活動の様子を見ていただいたところです。また、11月27日には、各小中学校の児童生徒の代表、合わせて13名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。「みんなで進めよう！楽しい仲間づくり」をテーマに、仲間づくりやいじめの根絶などについて学校での取り組みや課題、問題点、そしてその解決策などをグループで話し合い、発表、決議が行われました。子ども教育委員には、会議の内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会において、いじめのない仲間づくりや楽しい学校づくりを継続的に実践されることを期待しているところであります。このほか、ゆめつく館の利用と本に親しむきっかけづくりとして、11月をゆに読書月間と定め、家庭での読書習慣の機会をふやすことを目的に、ゆめつく館で古本市や秋の絵本展「なにつくる？」を開催したところです。また、由仁町文化連盟が主催する由仁町文化祭や由仁町芸能音楽発表会についても教育委員会として支援や後援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時07分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、5名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

○6番（佐藤英司君） 私から脳ドックの助成事業について町長にお伺いします。

町では、各種健康診査の助成事業を実施していますが、現在平成19年度まで実施していた脳ドックの助成事業は実施していません。発症すれば命の危険が伴い、要介護の生活が強いられるリスクの高い脳卒中などの予防の観点から、脳ドック助成事業の再実施が必要と考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の脳ドックの助成事業について、ご質問にお答えをいたします。

まず初めに、脳ドックの助成事業ということではありますが、当町では頭の健診という事業の名称で平成12年から実施をしておりました。この事業は、MRI検査のみであり、国民健康保険総合健康づくり推進事業補助金を活用して健診費用の半額を助成し、当該補助事業の計画期間が終了した平成17年度からは全額自己負担で実施してきたところがあります。しかしながら、年々受診希望者が減少し、集団健診として必要とされる受診者、その確保が困難になったことから、平成19年度をもって終了したところがあります。

議員ご指摘のとおり、脳卒中は命を脅かす重要な健康問題の一つであり、発症すると長期間の入院加療や要介護状態になる可能性が高く、本人にとっても、また家族にとっても大きな痛手となるものであります。このようなことを踏まえ、当町におきましては脳卒中などの原因となる生活習慣病対策に重点を置き、特定健診の受診を柱とした予防に大きな力を注ぎ、取り組みを進めているところであります。

脳ドックで行われるMRI検査は脳を輪切りにした状態で見える検査で、血管の詰まりや脳出血の状況などを確認することができ、MRA検査につきましては脳血管の状態を鮮明に映し、動脈瘤や先天的な奇形といった血管の異常を発見することができる検査であります。これらの検査では、既に起きてしまった小さな脳梗塞を発見できる、脳血管の状態が正確にわかるといった現在の脳の状態を理解するという面ではすぐれた検査であると認識をしているところであります。しかしながら、当町の保健活動の軸としております予防という観点からは、現在強く推し進めております特定健診の結果からも、脳卒中の発症リスクが高い、あるいは脳以外の心臓や腎臓なども含め、生活習慣病によるそのリスクが高い人を明らかにすることができますので、高リスク者に対しましては頸部エコー検査を勧奨するなど、その後の対策を講じているところであります。

今後におきましても、予防活動の効果を最大限に発揮するためには、まずは健康意識やセルフケア、自己管理能力を高めることが重要でありますので、特定健診の受診勧奨にとどまらず、健診結果に応じた生活習慣の改善指導や医療機関での治療勧奨など、町民の皆さんの自己管理意識に働きかけながら、生活習慣病を発症させない。発症しても早期に発見し、重症化をさせない。町民の皆さんの健康維持に努めてまいりますので、ご質問の脳ドックにつきましては現在のところ取り組む予定はございませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 今町長の話聞いていて、私がつくりしたのでございますけれども、健康な体の人間だけでも、特定健診しても脳の働きとか脳への感じは全くわからないのです。それで、特定健診しなさいと。一生懸命働いている人たちが特定健診に行って、頸部エコーやりなさい、何やりなさいと言っているけれども、町立病院には頸部エコーがないのです。だから、私は何回も言うけれども、この中の体が健康な人だって、いつどう

なるかわからない。そのために、さっき町長がおっしゃるように、健康診断に行って健康診断やりなさいと。それは、立派なことだと思うのだ。ただ、健康な人だって、いつどうなるかわからない。私はなぜこういうふうになったかと聞いたら、栗山町では40、50、60の人たちにはがきが来て、エコーでも何でもいい、脳検査を受けたほうがあなたはと。そういう町民が。たくさん救われる人が今言うように何人もいると思うのだけれども、自費でやれ。MRIの時代ではなくて、町長もご存じのようにMRAなのです。MRAだと、栗山町の場合はですよ、自己負担が1万円、その他のもろもろの経費は町が負担しますということでやっているのです。長沼の場合は、個人負担が7,000円、その他町負担が1万5,680円、これ保健福祉課の課長から聞いた話ですけれども。そういうことを町長はできないということをおっしゃりたいというのか。

もう一点は、今町長が言ったけれども、エコー検査、特定健診でひっかかればエコー検査やりなさい。エコー検査では牧野病院があります。私の周りの町民の人は誰も知らないのだ、その話。そういう面でもう少しPRをきちっとやっていく気があるか、もう一回お伺いしたいのですけれども。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 順番がちょっと後先になってしまうのでありますが、まず人間ドックにかわると思いますか、頸部エコー検査のことについてであります。残念ながら町立病院にはエコー検査を実施する器械がございません。これは、町立病院の経営が大変苦しい。赤字なものですから、そこまでの設備に投資することができないのか、あるいはそのエコーの結果を読み取ることが専門外のために医師ができないのか、この点については私ちょっと調査を行っておりませんので、お答えすることはできませんが、保健師のほうからは、特定健診の結果を見て、これは受けた人全部保健師が把握しますので、結果を見て、明らかにこの人は危ないという結果の出た人については頸部エコーを受けたらどうですかということを勧めています。これは、勧奨しています。これがまず1点であります。

頸部エコーの受診は勧めているのですが、残念ながら皆さん全員に受けれというような勧奨は実際のところはしておりません。これは、実施をしております。個別に、結果に基づいてピンポイントで勧奨しているというところがございます。当町の、全て万病のもとと言ったら過言かもしれないのですが、生活習慣病の発見のもととなる特定健診、この受診率、ついせんだって新聞にも掲載されましたが、受診率自体は65.8%で全道6位、28年度につきましては、これ暫定値であります。66.1%で、これも全道5位。そして、国民健康保険制度上、都道府県への移管にあわせて前倒しして実施されます保険者努力支援制度におきましても全道3位と高い順位に位置しているところでもあります。これは、ひとえに町民の皆さんの健康意識の高まりのあらわれだと思っているところでもあります。その効果としては、私どもの町、国民健康保険料が非常に高いと言われております。それは、多額な費用を要する病院の診療、治療を受けているところでもあります。悲しいかな、今まで国民健康保険の高医療市町村の指定をずっと受けてまいりました。それがやっと指定が解除されたのです。医療費が下がってきたのです。これが私は特定健診の成果の一つ

だというふうに考えているところでもあります。

頸部エコー、全町民に対して周知はしておりません。この健診というのはオプション健診だと思うわけです。いわゆる付加健診になるわけでもあります。そうしますと、今の医療の発達した時代に、オプションでの健診というのは物すごくたくさん種類あります。助成する場合、この健診に助成する。脳ドックもそうなのですが、助成する場合、その財源は町民の皆さんの税金になるわけでもあります。それを実施する市町村のそれぞれの自治体の医療費の動向、町民の皆さんの健康の状態など、どういう内容なのかというのをきちんと分析して、予防の観点から政策として私は実施しているものだと考えているところでもあります。

由仁町におきましては、今一番大変なのは糖尿病であります。糖尿病から発生する腎不全、そして人工透析であります。これが由仁町の一番大きな問題になっているわけでもあります。腎不全を発症したらどうなるかということは、これは佐藤議員もご承知だと思います。その防止のために、今全力を挙げているところでもあります。自分の健康は自分で守ることが基本であります。健診を受けた人の健康意識というものは、非常に高いものでございます。65%の受診をされた町民の方の健康意識というものは非常に高いわけでもあります。しかしながら、残念ながら何かの理由があつて受診をされない35%の方方は、受診をしない何らかの理由がある。政策として実施する場合には、残り35%の健診を受けていただけない人をいかに受診に結びつけていくかということが私にとりましては重要な政策課題であると私は考えているところでもあります。ですから、栗山町が実施しているから、長沼町が実施しているから、いわゆる横並びの意識、視点を持ってこれを実施するか、しないかということでは私はないと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 町長がさっき言ったエコー検査、これは脳に関してのMRAとかMRIを受けてもらえばいいのですけれども、エコー検査は町内では牧野病院で受診だという。それで、皆さん知らないのですけれども、個人負担が500円、そして町負担が4,900円という形になっているのです。それは間違いないと思うのですけれども、これを皆さん知らないのです。だから、もっともっとPRして、どこの病院でもいいから、今農家の方は農家の厚生連へ行ってエコー検査をやっているみたいなのだけでも、実際問題町長がおっしゃるような特定健診やって、今までだったら平成25年度は87人の人が脳障害で何かの形を受けていると。昨年度は少なくて、去年は62人に減ったと。それでもまだ62の方がこういう形で脳障害を受けていると。頸部エコーを受けている方が何人いるかといったら、牧野病院では3人しかいないという。これは、個人が負担しているかも何も知らないけれども、もっともっとPRすれば、個人500円でやればあれだろうけれども、まだまだその辺のPR不足でないかなと私は思ったのですけれども、その辺を含めて町長にまたお伺いして、あと今言う財政的効果があるかないかわからないのだけれども、ぜひとも由仁町立病院に頸部エコーの導入をお願いしまして、私の質問を終わります。

- 議長（熊林和男君） 町長答弁は。
○6番（佐藤英司君） いや、いい。終わります。

- 議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

- 議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

- 7番（大竹 登君） 私は、1点、町の財政推計についてお尋ねをいたします。

町が示した財政推計によりますと、平成29年度以降単年度1億円から3億円の収支不足が見込まれ、財政調整基金を取り崩して補っても平成32年度には底をつき、3,000万円の赤字が発生する。以降毎年度赤字額が膨らみ、平成34年では早期健全化団体に、35年度からは財政再生団体となり、最終年度である平成38年度には15億円の累積赤字が見込まれております。赤字が発生する主な要因として、当町の財政規模に対して公債費及び公債費に類する公営企業会計への繰出金が多く、財政運営に余裕がないことに加え、普通交付税が減少しているためであるとされています。以前の推計では、これほど厳しい推計ではなかったと思います。どこで見込みが違ったのか、今後どのような財政運営を行おうとしているのか、町長の見解を伺います。

- 議長（熊林和男君） 町長

- 町長（松村 諭君） 町の財政推計について、大竹議員のご質問にお答えをいたします。

財政推計につきましては、推計時点の最新の内容、情報、政策などを見込むために、常に一定ではなく、変化するものであります。その中でも、当町の歳入の約5割を占める地方交付税の増加あるいは減少は、町の財政に大きな影響を与えるものであります。過去には、国の三位一体の改革によりまして平成16年度から地方交付税が激減し、当町が早期健全化団体となったその要因の一つともなりました。国は、この三位一体改革の後、世界的な金融危機でありますリーマンショックなどを踏まえ、地方経済の活性化の後押しをするために、平成21年度には地方交付税総額を、これはマクロベースと言いますが、全国ベースであります。1兆円を増額するなど、地方交付税は増加傾向にありました。しかし、今景気動向などを踏まえた平常時への転換、そして国も財源不足を地方と折半して補っている状況であり、地方交付税の総額は減少傾向にあるところであります。

地方交付税は、毎年度国が地方財政計画において地方交付税総額を決定し、交付税算定を経て地方へ公平に交付されるものであり、それぞれの地方公共団体の予算額に応じて交付されるものではありません。簡易水道統合に伴う地方交付税の算入額の増加や公債費算入分の減少など、町の個別事情により波はありますが、事業費の全額が地方交付税で措置

されるものではなく、当町の地方交付税のその額も国の動向を受けて減少傾向にあると見ていることから、推計において地方交付税の下方修正の見直しを行ったことによりまして、当年度から収支不足が発生すると推計をしたところであります。歳出におきましては、緊急防災・減災事業、これは実施の期限があった事業でございます。情報セキュリティ強化対策など、国の新たな地方財政対策などによるものや町立病院の赤字補填のための基準外繰出金など、過去の推計では見込んでいなかった支出によるところでございます。

今後の対応につきましては、現在全庁挙げて事務事業の評価を行っているところであり、各種事業の必要性や事務手法の見直し、民間の活用、費用の削減と事務の効率化を目指して取り組んでいるところであります。私は、財政運営に当たっては、就任以来歳出削減と歳入確保を常に意識し、これまでの予算編成におきましても聖域を設けることなく財政の健全化に取り組む、そしてその課題の着実な実現を目指してまいりました。今後も人口減少社会に対応した住民サービスとそれに伴う予算編成を行い、財政運営を行っていく所存であります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 財政推計に関しては、かなりいろいろ難しい問題もあります。私も過去五、六年分の決算書でちょっと分析いたしましたけれども、なかなか明快なこれはといった要因というのは発見することができない。ただ、町長の答弁にありますように、地方交付税が増加から減少傾向にある。これは、確かにそのとおりで思っております。由仁町の類似団体の財政規模で見ますと、私はほかの団体よりは8億から9億くらい高いのかなと。ということは、ほかよりたくさん仕事をしているのかなと。それに対する、財政規模の伸びに対する交付税は伸びておりませんから、ということはやっぱり負担の割合も当然ふえてきているという傾向にある。それに、もう一つ顕著な傾向というのは、臨時財政対策債に振り替えられている部分がかかなり、それまでは振り替えられていなかったものが振り替えられてきているという傾向も新たに出てきているのかなと。これは臨時財政対策債に振り替えられますと、明らかにこれは公債費に算定をされますので、町の財政指標というのは公債費比率がそれによって高まりますから、悪化をするという傾向は否めない。後に交付税算定するとはいっていても、そういうことは否めないのかなというふうに思われます。

それで、答弁にもありましたように、町立病院への繰り出し、これも前から私も申し上げておりますけれども、経営努力によって赤字の繰り出しの額を減少させるような対応策も早急に求められてきているのではないかと。それと、もう一つは、水道も、これは約束をして借金したお金ですから、返していかなければなりませんし、かといって、町内で非常に住民が心配されているのは、建設業とかいろんな業界が非常に仕事が減って、経営が大変な状況になっているというお話もよく聞きます。予算規模の縮小がそういう特定のところががと押しつけられますと、町内全体の景気をまた悪くするような要因にもなりかねない。そういうあれでバランスのとれた、非常に難しい課題です。縮小して借金を減らしながら、町民に負担を余りかけずに由仁の財政を向こう岸に軟着陸させるという非常

に難しい課題でありますけれども、私が今申し述べたようなことを背景としながら、具体的に一つ一つの政策については結構ですから、基本的な考え方、スタンスをもう一度お示しいただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 財政問題に大変詳しい大竹議員に交付税制度の仕組みなどについてお話しするのは、これは無意味だと思うところではありますが、当町のような自治体におきましては交付税の額によって一喜一憂しなければならないような状況になっているところでもあります。きょうの新聞にも、空知管内全体で地方交付税が増という、そんな記事がありました。当町におきましては残念ながら減少するという結果が出ているところでございます。それは何かといいますと町立病院、主な原因は町立病院であります。交付税の対象となっておりました入院のベッドがベッド数ではなくて稼働率によって算定されるというように制度が変わりました。それに伴って、稼働率が低いために町立病院としてカウントされる交付税額が大幅に減ったと。大幅という表現は不適切かもしれませんが、減ったという状況でございます。

このように国の制度、政策というのは、がんじがらめの固定というものではなくて、時代の流れとともに常に変わっていくということでございます。今現在個々の作業を詰めているところでありまして、個々具体的に何の事業をどうする、こうするということは、これは今の段階では申し上げることはできませんが、まず大きな課題として出ているところは、他会計に対する基準外繰出金、これが非常に大きな額を占めておりますので、かつて言われたことは、仕送り先でうな重というのですか、本体の一般会計が大変苦しいのに、仕送り先では楽になっているというような、そういったことが国レベルでは議論されたところではありますが、私どもの町の会計についても同じような現象が起きていると。それぞれの特別会計が企業努力によって改善をしていただくことを常に考えているし、これからも追求していかなければならないと思っているところであります。

そして、交付税制度、今大竹議員のところにももしかしたらもう情報が入っているかもしれませんが、私どもがここで最新の情報をもとにして推計をしたところであります。しかし、まだこれはあくまでも推計、トレンド予測でありまして、もしかしたらこれより厳しくなるのではないかというような、そんな危機感も抱いているところであります。交付税が今減っていると言いました。話題になっているのは、うちの町のゴルフ場利用税であります。0.6%を占めております。3,400万円。空知管内のトップであります。これが今あと2年を期限に見直しがかかって、なくなるかもしれないと言われております。それをなくなった分を交付税で補填するかということに関して、財務大臣はゴルフ愛好者の利用料金を軽減するために国民の税金を使うことはできないという、そんな答弁をしておりました。この状況もわからない。一番身近なところでは消費税であります。地方消費税、今子ども・子育て支援に全部回すようなことを国としては言うておりますが、これも先が見えない。当町にとって地方交付税、交付金がどうなのかということも今の段階ではわからない。

そういった見えない状況、財政状況というのが不透明な中で着実に進めていかなければならないということは、今まで私どもの町というのは、当然今もそうなのですけれども、人口増加を目指している。ずっと昭和34年の1万3,400人いたあのときの町、その町になるように目指してきているのですけれども、実態としてはだんだん人口は減ってきている。やはり人口減少社会に対応した政策の見直しをして、減少社会に対応した財政運営を進めていかなければならないというふうに考えております。今の段階で個別には申し上げられないと言ったのですけれども、かつての行財政改革のように頭ごなしに一律に何%を削減して、財政効果を生み出してこの難局を乗り切ろうという考えは今はございません。とりあえずは、まずは役場総力を挙げて事務事業の見直しをして、新しい時代に何が必要なかをじっくり考えて、また議員の皆様方にもお知恵を拝借しながら、この難局に向かっていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） はっきりした数値がまだ見えてきておりませんので、きょうの段階ではこの程度にしておきたいと思っておりますけれども、余り弱者に負担が偏らないような激変緩和的なバランスのとれた張りのある対応策を講じていただきたいと、それを申し述べまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、井村君の発言を許します。

井村君

○8番（井村勇夫君） 私からは行財政について質問させていただきますが、前段で同様の質問がございました。重複を避けて答弁いただいても結構かと思えます。

本年9月に行われました全員協議会の一般会計財政推計の説明に衝撃を覚えたところでございます。その内容は、平成22年度に克服したはずの早期健全化団体に再度平成34年度になり、翌年には財政再生団体になることが見込まれるという説明をしていただいたところでございます。昨年度の町広報において、「由仁町のお金の話」と題して全6回にわたり財政状況について掲載されました。これまで議会に説明してきた内容は、実質公債費比率も平成33年度をピークに町財政は穏やかに回復するとの説明でした。しかしながら、そうではなかったことに対して大きな衝撃と怒りを感じ、行政に不安を抱かずにはられません。行政を進めるに当たっての土台となる取り組みは、町民の信頼に応えながら必要な施策を推進するため、現場重視の考え方のもと、徹底した役所内の経費の削減をし、役所のチーム力を高め、町民へのサービスを向上させることだと思います。そこで、次の質問に答弁願います。

財政推計がこのようになった大きな要因は。

財政を預かる行政として見通しの甘さはなかったのか。

3番といたしまして、最悪の状況を変えるための施策は。

4番目、使用料、利用料、補助金、負担金、税などの町民への負担はあるのか。

5番目といたしまして、このような財政の中、平成28年度、29年度に行った対策は。

以上について町長にお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 行財政について、井村議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1点目につきましては、先ほど大竹議員からのご質問にお答えをしたとおりでございますので、省略をさせていただきます。私どものほうから全員協議会において提示をさせていただきました財政推計につきましては、初めにお断りをしておきますが、これは早期健全化団体に陥るということではなくて、趣旨としましてはそのまま何もしなければ、手をこまねいていけば陥ってしまうという、そういう危機的な状況にあるということをお示ししたということでもまずはご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の2点目でございますが、見通しの甘さはなかったのかについてでございますが、推計はその時点において最善の推計、トレンド予測を行っているところでございます。しかしながら、当町の歳入の約5割を占める地方交付税は毎年国の地方財政計画において全国の総額が決定されるものであり、またその年度により町の、私どもの町の事業費がふえることもあります。地方交付税は団体の収支のその差を補填するものではないことから、推計につきましては極めて不安定な要因となっているところでございます。

ご質問の3点目の最悪の状況を変えるための施策についてであります。現在総力を挙げて事務事業評価を行っているところでありまして、各種事業の効果や必要性、事務手法の見直し、民間の活用など、費用の削減と事務の効率化を目指して取り組んでいるところでありまして、これからもそのように力を尽くしていきたいと考えているところでございます。

ご質問の4点目、使用料など町民への負担はあるのかについてであります。今新たな行財政改革大綱を策定してはおりませんが、行財政改革は終わったわけではなく、現在もなお継続をしているところであります。繰り返しになりますが、現在全ての事業の見直しを実施しているところでありまして、場合によっては団体などに費用の削減をご相談させていただくこともありますが、現段階におきましては平成20年度から24年度を実施期間とした第3次行財政改革で行ったような補助金、交付金等の一律の削減については考えてはおりません。

最後に、ご質問の5点目でございます。平成28年度、29年度に行った対策についてであります。28年度には三川休養センターの廃止、委託業務の見直しなどを進め、平成29年度に向けた検討準備を行い、29年度には下水道料金の改定、三川支所の廃止、また町立病院の基準外繰出金を減らすため、町立病院の診療所及び介護老人保健施設への転換の決定を行ったところであります。さらに、29年度には体育館の大規模改修工事などの見直し、人口減少に対応した今後の職員の採用、任用の見直しを行ったところであります。

ただいまお答えしました事業のほか、28年度及び29年度の2年間を継続して補助道路事業の抑制、私町長、副町長及び教育長の給与の独自削減を継続し、また議員の皆様にも議員報酬の削減でご協力をいただいているところであります。このような状況になった

ことは、先ほど大竹議員のご質問にもお答えをいたしました。この推計についてはあくまでも現時点で知り得る、そしてこれまでの交付税の交付状況に基づく傾向分析に基づく予測でございます。ですから、はっきりと明確に絶対このようになるということを断言することはできませんが、私どもの推計では精度としては非常に高いものではないかな。また、大竹議員のときにもご説明をいたしました。まだまだ私どもの歳入で受ける項目については予断を許さない状況にあることから、財政推計については、町民の皆さんに対して不安を抱くことのないように情報提供を何らかの形で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 井村君

○8番（井村勇夫君） 財政、大変難しいものがございます。国の流れによって地方財政が大きく左右されることは間違いないことだと思います。しかしながら、財政を町民から預かるのは行政です。行政を信頼して、経営安定のために財政を町民は期待しているところでございますし、経営安定、財政については行政と議会が責任持って安定した運営をしていく、その義務があると思います。それにおいて町民に負担をかけるということはどうなのかなと私は思うのですけれども、由仁町に住みたいと思う人は、他町村と比べて大きな負担のある由仁町において住みたいと思うだろうか。由仁町の財政がこのように悪いということを聞かされますと、由仁町にこれから長く住んでいくということが恐らく不安になるのではないのだろうか。また、よそから由仁町に来たいという人が由仁町の財政を見たときに、由仁町に来たいと思うかどうかです。町長はどう思いますでしょうか。

財政推計でございます。議会に26年に恐らく推計について説明があったかなと思います。そのときは、8億円の財政基金がありました。毎年1億円ずつ財調を崩しながら運営していくという説明がございました。ですから、8億円崩れていきますと33年にはゼロになるという説明がございました。しかしながら、そのときの起債も少なくなってくるので、その後は緩やかに回復傾向に向かいますという話でございました。我々は、それを信じておりました。昨年役場職員の給料を戻すことになりました。いろいろと負担金、補助金のほうも見直し、もとに戻しました。恐らくそういうことから、財政が安定方向に向かってきたのだなと我々は確信をしていたところでございます。しかしながら、今回このような形の中でまた厳しい状況に入ってしまったということでございました。

平成20年度の財政計画の中でございます。その中には平成12年度から行財政改革に取り組んでまいりました。しかしながら、平成19年に、町立病院の赤字を負担しなければならない連結決算の中で急遽健全化団体ということになってしまった。今回に関しては、今町立病院の関係、また給食センターの関係が挙げられております。その事業に関しても、我々議会に対して提案されたときに、今後の財政を考えた中でこういう厳しいことがあるのだという、その内容の説明は我々は聞いた記憶がないのですけれども、もし仮に今後健全化団体になってしまうとか、再生団体になってしまうということがあったとしたときに、議会はこの事業を可決したでしょうか。大丈夫でしょうか。私は、そういったこと考えると、見通しの甘さということをこれは疑わざるを得なくなってしまうのですけれども、そ

れについて町長はどう思うのか。その時点では想像もつかなかったことなのかどうか、お伺いをさせていただきたいと思います。

また、これからの財政安定化を図るために対策ということでございます。いろんな対策があろうかと思えます。聞きますと、各種団体に10%削減していただけないかという相談が来ているということを経つかの団体から耳にすることがございます。その効果というのはどうなのだろうか、そんな大きなものかどうかということが1つでございます。また、いろんな団体に関して、いろんな活動しているサークルがございまして。ボランティア活動をしているところもあります。その人たちの活動の意欲を失わせてしまうことは考えられないのかどうかということもあると思えますが、町長はそれについてどう思われるかお伺いしたいと思います。

この後給料に手をつけていくのか。また、議会のほうも考えていかなければならないと思えます。議員報酬、また給料の削減でございます。20年度、5年間で16億1,700万円、単年度で3億2,000万円の減額を図るための対策を練られております。28年度、29年度と厳しい状況の中、この対策に対して検討されてきたのかどうか。先ほど町長は、28年度、29年度、いろいろと削減するために経費削減するための努力をされたということでございますけれども、29年度は2億円からの繰り入れを、財調を崩さなければならぬということも現段階の中で想像されるのかもしれない。それに対して、対策に対しての計画は28年度から考えられたのか、それともこれからなのか、最後にお伺いしたいと思います。

また、経費を削減されるための民間に対しての業務委託がございまして。指定管理を進めてきております。行政で行うよりも経費削減ができるということなのですけれども、私は決してそうではないのではないのかなと思うのですけれども、指定管理をしたということなのですけれども、その施設の運営費というのはほとんど変わらない。民間でそのまま経費がかかる。そのほか、人件費に対しては別の会社の人たちを雇います。また、その会社の運営をするということになると、指定管理が行政に与える経済効果というのは果たしてあるのかどうか。これ町長はどういうふうにお考えなのか。これからも恐らく指定管理を進めていこうし、また新たな民間の力をかりていかななくてはいけないということも考えているのかもしれませんが。本当に指定管理というのは経済効果があるのかどうか、私は不安なところもあるのです。

今役場職員の平均給料は幾らなのか、総務課長、わかれば教えていただきたいと思えますけれども、経費を削減するためには人件費というのがございまして。以前120名いたのが今90名ぐらいですか、90名切っているのかな。人件費の削減です。そのことが恐らく指定管理につながっていくのかもしれない。できれば役場職員の定数を減らさずに、直接職員が各施設を運営することが私は望ましいのかなと思っております。いたずらに職員の定数を減らすことはないかなと思えますけれども、それもあわせて町長はどう考えられるのか。人件費を減らすために定数を減らしていくのか、またそのためには指定管理をふやしていこうとするのか、充実していこうとしていくのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思うところでございます。

ほかにもある予定でしたけれども、以上で再質問とさせていただきますけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 井村議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、由仁町の財政状況がこういう状態で、料金が高騰するかもしれないと、そういった町に住みたいと思う人がいるのだろうか、そういったご指摘でございます。これについては、それぞれ個々の問題でございますので、そうなったから住みたいと思う人が一人もいないとか、あるいはそれであっても住む人がいるとか、これはケース・バイ・ケースでありまして、断言できることではないのではないかなというふうに考えているところでございまして、見通しの甘さがなかったかということにつきましては、これは私は見通しが甘かったとは思ってはおりません。必要な事業、先送りしてきた事業を早急に実施しなければならないということで、議会の議決をいただいて実施をしてきたものでございますので、見通しが甘かったというふうには私は考えておりません。

大変大きな問題でございますが、職員の人件費の削減でございます。行財政改革のときに全職員を対象にして、職階によって削減率は異なりますが、職員の給与にメスを入れて、給与の独自削減を実施したと。私は、当時それを実施する担当者でございました。これは、職員にとっては生活給でありますので、人件費を削減するというのは本当に最後の最後、手を尽くして、もうこれ以上ないという段階でなければやってはいけないものだというふうな考えているところであります。ですから、職員の給与にメスを入れるということは、今はまだ考えてはおりません。当時人件費にメスを入れたときに、人件費にメスを入れることによって町税も減ったのであります。さらに、町内における購買活動にも大きな影響が出たと私は考えているところであります。給与の削減については、今は考えていない。仮にやるとしても慎重に対応しなければならないと考えております。

次に、指定管理であります。基本は民間でできることは民間でやっていただくほうが私はベターだと思っております。まず、民間のほうがノウハウを持っているということがあります。直結しますと、職員の数を減らすことにも結びつくものだと思います。またその逆に、町内における就労の場も確保できるのではないかと、そう考えているところであります。行財政改革スタートしたときの町の職員の平均給与はたしか375万、380万ぐらいだったのではないのでしょうか。昨年の決算を見ますと、職員の1人当たりの平均給与の額は570万であります。これは、給与が上がったのではなくて、採用を控えてきたので、職員の年齢構成、年齢が上がったことによる増ではないかなと、今はそう思っているところであります。職員の給与もこのように上がってきております。指定管理をやった場合、職員の人件費分だけの財政効果、これは確実に見込めるものであります。就労の場の確保、そして専門家、餅は餅屋と言いますけれども、専門家のノウハウをもって管理していただくのが一番ではないかと。もしこういった制度を、これ全部やれとは言いませんけれども、制度を導入していかなければ、行政サービスが多様化する、そしてサービスの内容も高度化していることを考えていくと、役場の職員何人いても青天井、何人

いても足りなくなる。これが今の時代ではないかなと私は思っているところでございます。

あともう一つ、各団体に対して10%の削減ということでございますが、これは10%の削減を強要しているということではございません。これは、先ほどの答弁でもお答えをいたしましたが、ご相談をさせていただくということでもありますので、事務事業評価のいわゆる事業の見直しということはどうだろうかということで、各課が今対応しているのではないかと、そう考えているところでございます。何が何でも絶対的に10%削れというような対応はしていないと思うのでありますが、これでたしか質問全部、答弁漏れは。

(何事か言う声あり)

○町長(松村 諭君) 最後、病院の転換です。これは、病院の転換は私は必要不可欠だったと思っております。今やらなければ、後にも先にも病院によってうちの町は大変なことになると思います。ただ、今進めていることは病院のフレーム、枠組みを変えたことです。ですから、病院の本来の機能の診療体制、どんな診療を町民の方に提供できるのか、そこがまだ残念ながら皆さん方の前に胸を張ってこういうふうになりますということは今申し上げることはできませんが、このフレームを変えることによって、少なくとも制度上補完される。国から交付される地方交付税制度上、町立病院が受けることのできる交付金は最大限の額を得ることができると。あとは、医療サービスの見直しを進めて、町民の皆さんの信頼を回復して、今由仁町ではなくて町外の医療機関にかかっている由仁の町民の皆さんも町立病院のほうにまた戻っていただけることを、そう願って転換をしたところでございます。これ今まだ胸を張って、こういうふうになって町立病院を変えたことによって黒字化が図られて、町の財政もよくなるということを私この場で断言することはできませんが、それを目指して進んできたことであって、効果がある、ないではなくて、効果がなければだめだと思っているところでございます。

質問は以上で答弁漏れはないでしょうか。

(「給食センター」の声あり)

○町長(松村 諭君) 給食センターにつきましても病院と同じでございます。老朽していた給食センターは、建て直さなければならない。給食センターについては、本体、一番重要なボイラーが修繕する場合の部品がもう供給されていないのです。壊れたら、ボイラー自体を取りかえないとだめになる、そういう事態に陥っていた。可及的速やかに給食センターを改築しなければならない状況であったということで、取り組んだところでございます。

○議長(熊林和男君) 井村君

○8番(井村勇夫君) 町長と私の考え方がちょっと違うところがあるかなと思うのですが、財政悪化したということは、先ほども言いましたように行政と議会の責任だと

思います。そのために一番最初にやらなければいけないのは、我々の身を切るということだと思います。その後に町民の皆さんにご理解いただいて負担をいただくということになるのかなと思っております。

今回上下水道の見直しもございました。それから、今いろいろなサークルに対しての10%削減、相談に来ているということでございます。10%一律とは言われていないかもしれませんが、相談に来ているということでございます。私は、違うのかなと思っております。この厳しい状況にあるということ、方向に向かう可能性が大きくなるというときには、行政運営をしている我々が責任をとるのが一番優先すべきである、先にやらなければならないことだと私は思うのですけれども、町長に最後その点についてお伺いをしたいと思います。

今役場職員の給料が平均500万、1年間で500万、大体5億弱でしょうか。以前10%から15%、900円、それから管理職の削減されていまして。仮にそれをするとなると5,000万からの削減ができるということですから、一番大きな財源になることになると思います。当然厳しくなってくればそれも考えていくということでございませぬ。優先順位としてでございますけれども、先ほど述べたとおりでございます。

指定管理者についてでございます。全てが全て民間がすぐれているということにはなりません。また、そのことによって役場職員が何人いても大変だということではないと思います。今の仕事の中で兼務をしてやることはできないのだろうか。私はこう思うのですけれども、文化交流館、もと教育委員会の社教があそこにあります。本庁に戻ってまいりました。そのため、あそこを管理するのは民間に任すしかなくなりました。そういう出先機関、また今は三川会館、支所はなくなりました。考え方として、あのとき間違っていないだろうか。官民競争入札というのがございました。民間がとりました。役場職員は減ったのだろうか、そうではない。役場職員本庁に持ってきました。

何を言いたいかといいますと、職員の今の数の中で、指定管理に任せているものを役場職員としてやるのができないのかどうか。今雇用の関係ありました。役場がやろうと民間がやろうと雇用は変わりませぬ。そこで働いてくれる人。むしろ行政でやった場合、由仁町民の人たちに雇用の場を多く与えるでしょう。民間がやれば、外から来ているかもしれない。また言いますけれども、三川の支所、あそこの受付、栗山から来ていました。女の子が交代で来ていました。地元の雇用になったのでしょうか、ならない。ぽっぽ館の事務、南幌から来ていました。今は来ていません。ですから、全てが全てではない。見直すことがあっていいのかなと思っております。

先ほど給料を減額すると消費が減ってしまったという話がありました。ある町村では役場職員の人数をふやしております。どうしてふやすことできたか、給料をちょっと削減して、多くの職員をふやして町民サービスを広げていきました。その中では、役場職員で土木工事をする人もいるでしょう、配達する人もいるでしょう。いろんな立場の人が職員の中で安定した雇用の中で勤務することができる。それが町の活性化になったと聞いております。町長はそのことをどう思いますか。

ダブって質問するかもしれませんが、町民の生きがいを奪ってはいけないと思います。わ

ずかな金額の削減でボランティア活動できない、サークルの活動ができない。行政は、町民に対してボランティア活動を推進しております。行政の皆さんはどう思いますか。役場を退職した人がボランティア活動にどれぐらい参加しているか。役場職員の人たちは、職員であり、由仁町の町民であります。町民にボランティア活動を行政がやるのなら、進んで皆さんが入る。皆さん入っていると思いますけれども、そういう意思でいるべきだと思います。わずかな金額でその活動を封じないようにしていただきたいなと思いますし、また使用料、利用料も恐らく今後見直していかなくてはいけないのかと思います。前回は私行財政改革のときに質問させていただいたことがあります。施設の使用料を上げた。それが実質収入になっているのかどうか、その施設の運営費に見合った使用料に金額を変えたということは、1,000万円かけたら、1万人入れれば1,000円の負担金取ってくださいと、これ一番簡単なことかもしれない。ところが、利用者が激減してしまった。前年度まで1,000人利用していたのが500人に減ってしまった。思惑と違ってしまった。経費は変わらない。そうすると、せっかくなつく施設が有効に活用されないということであれば、町長、どうでしょう、本来の目的と違うのではないのでしょうか。施設整備したことに対しての目的が違うのではないか。その中でこれからいろいろな対策を練っていくと思いますが、誤りのない対策をしていただきたいと思いますが、町長、再度質問させていただきます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大変建設的なご指導をいただきましたことに感謝をいたすところでございます。

指定管理をしないでやることができないのかといえば、これはできます。ただ、それをやった場合には、由仁町の歳出の予算規模がどんどん、どんどん膨れ上がっていくということなのです。青天井で膨れ上がっていく。そうすると、先ほど大竹議員からもご質問がありましたが、それに伴う財源はどうするのかというと、これは例えばうちの50%を占めている地方交付税では補填されないのです。では、残り足りない分をどうするか、これは住民サービスだから、行政を推進するものと、車の両輪だから議会議員とともに身を切ってそうならないようにしておこうとか、進めようと、私はそういう問題ではないのではないかなと思います。行政というのは、私はできるだけ小さいほうがいいと思うのです。そして、効率的に動くことが、これは血税によって運営されている組織ですから、行政というのは肥大化するのではなくて、逆に小さくなるべきだと思っています。そして、民間に先行して、民間が取り組まないようなことを行政が当然やっていくと。もう民間が既にやうて、民間が主流となっているようなものについては民間に移していくと、そういったことが必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

指定管理について、今三川支所の職員が栗山から通っていた、ぼっぼ館の職員が南幌から来ていたということ、確かに一つの実態としてそれはあったかもしれないと思うのです。それをもって、全てそれで効果がないというふうには私は言えないというふうに考えているところでございます。それは、長い目を見たときに由仁町の人が働く可能性だって当然

チャンスとして残っているわけですから、2年ですか、三川支所だったら1年ですけれども、1年をもってそう判断することはできないのではないかなというふうに考えております。

そして、もう一つの使用料であります。これは大変難しい問題であります。建設の時点で、本来であれば施設の利用料というのは十分検討して施設というものを建てるべきものであると、そう考えております。しかし、今施設、恐らく全ての公共施設有料となっておりますが、全ての使用料をもってその施設を運営できるような、そういう使用料は徴収はしておりません。住民活動に支障のないように減免措置を設けて、できるだけ利用者の負担、過度な負担にならないような体制をとって施設を運営しているところであります。ですから、今ここに大きなメスを入れるか入れないかということは今この場でお答えすることはできませんが、施設の使用料を見直しする際の議論の中では、使う人と使わないけれども、税を負担している人、その両方の側に立って考えていかないとだめだと私は思っております。減らされたら活動が停滞する、ボランティア活動も停滞すると言いますが、今それを全部切って活動が停滞するようなことになるなんてことは申し上げておりません。ただ、それぞれの団体の状況について、恐らく担当者が予算、決算等を拝見するような場合もあると思います。会費も上げられない、繰越金もないのだ、円滑な事業をスタートするときの繰越金もないのだという、そういう団体もあるかもしれない。ところが、繰越金が毎年発生して、後年次に向けてどんどん膨れ上がっているという、そういう団体もあるかもしれない。これは、ケース・バイ・ケースです。個々きめ細かというのですが、今はやりの言葉で言いますと丁寧な対応をしていきたいと考えているところでございます。

最後です。財政の悪化は、身を切ることが必要だということでございますが、これは確かに議員のおっしゃるとおりであります。ただ、それだけでは私はだめだと思っております。身を切るだけではだめだと思っております。それを今これから進めようというところでございます。身を切るかということに関しては、第3期行財政改革は期間は終わったけれども、行財政改革は続けていますと私はお答えをいたしました。身を切るとは、私も、そして二役も、議員の皆さんも今も継続して身を切っていただいているということを入れておいていただきたいと思っております。これはお願いでございます。今優先か、優先ではないかということについては、私は優先する、優先しないの問題ではないと思っております。

(何事か言う声あり)

○町長(松村 諭君) 最後、答弁漏れがございましたが、少しの削減で町民の生きがいを奪ってはいけないという、そういうご質問をいただきました。こちらは、決して奪うつもりはございません。そうお答えをさせていただきます。

○議長(熊林和男君) 井村君

○8番(井村勇夫君) 回数3回超えますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（熊林和男君） 1回だけ許します。

○8番（井村勇夫君） 町民のやる気をなくするための施策はしないと思いますけれども、結果がそうならないようお願いしたいと思うのが1つでございます。

それから、先ほど指定管理についてですけれども、経済効果を求めた中の指定管理の見直しということが必要だと私は言っている。町長は、歳出が限りなくふえるという答弁がありましたけれども、私は決してそのつもりはございません。あくまでも行財政改革という中の質問ですから、財政を悪化しないために経済効果を与えるための指定管理の見直しはないかということで先ほどちょっと提案をさせていただいたところでございます。

20年度の計画の中に新たな地方債を発行しないという項目がございました。これからも勇敢な決断が必要かなと思うのですけれども、町長はどうか。町長執行方針の中では、昨年もことしも恐らく入っていると思います。財政健全化を最重視するということが書いてあります。ということは、安定した財政運営をするという意味のあらわれかと思えますけれども、それについて再度決意をお聞きしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 新たな起債を起こさない。恐らく議員がごらんになっているのは、第3期の行財政改革のその期間中の計画書に書かれていることだと思います。起債というもの、例えば建物を1つ建てる場合に、これはその建物が完成したらその建物が壊れるまで当然使うわけです。これは、5年や10年ではなくて、何十年も長きにわたって使っていくわけです。その建物を建てるための負担は、これはその建物を長きにわたって使う今を生きる人方、そして後世の人方も使うとすれば、その建物の建設のためのお金を負担していただくと、いわゆる異世代間の富の再配分になるわけですから、それは負担していただかないとだめだ。

行財政改革のときには、基準をクリアするために起債、借金するのを抑制したのです。その期間が終わりました。基準もクリアしました。その期間できなかった施設整備、必要な施設整備、最低限のことは、これはやはり事業として実施しなければならない。ただやみくもに実施するののかというと、財政の健全化を図るために、例えば土木事業だって住民から上がってきている要望は今2倍以上の量の道路の維持補修、改築等もあるわけです。それを今順次見直しをかけて計画的に更新をして、建物について見送りをするとかという、財政の健全化に重点を置いて事業の実施などの見直しをして進めているところであります。絶対に起こさないということは、これは恐らくどこの自治体でも、よほど裕福な自治体でない限りは起債を起こさないで事業を実施するなんてことは恐らく不可能ではないかなと思います。そして、今申し上げましたとおり、これは異世代間の富の再配分ですから、次の世代も利用するのであれば、次の世代にも払っていただいているのではないかなと、制度的に認められているのであって、いいのではないかなというふうに考えているところであります。

指定管理、経済的な効果を上げるためのものでなければならないということでございますが、これは必要ではないかなと考えております。ただ、経済効果ではなくて、さらに

もう一つつけ加えるとすれば、住民サービスの向上につながらないとだめだ。指定管理はしたけれども、住民サービスは低下するといったら、それは困りますので、きめ細かな住民サービスの充実というのが必要だなというふうに考えてございます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 16 分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者、早坂君の発言を認めます。

早坂君

○2番（早坂寿博君） 私は、移住定住体験事業についてご質問させていただきます。

人口減少が進む由仁町において、移住定住対策の推進は極めて重要だと考えます。第6次由仁町総合計画の中で、移住不安を少しでも解消できるように、ちょっと暮らしのための短期滞在型住宅の環境整備を推進するとしております。由仁町への移住やシーズステイを考えている方に由仁町の生活を体験していただくための体験住宅の整備が必要かと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員のご質問にお答えをいたします。

由仁町への、あるいは由仁町以外の市町村に対しましても、移住を検討する際にまずは実際にその地域に訪れ、興味がある地域の気候風土や生活環境をみずからの目で確かめ、そして体験する。そのための短期滞在、いわゆるちょっと暮らしの推進につきましても、平成35年までの期間で策定いたしました第六次由仁町総合計画に掲げているところでありますが、現時点においてははまだその手法も含め検討を進めているところであります。

短期滞在の環境を整え、移住希望者の誘致から実際の移住につなげているケースがあることは認識しているところでありますが、一方でその利用料を安くしないとなかなか訪れない。人が集まらないため、1カ月1万円程度の利用料金で短期滞在からシーズステイと言われる中長期に滞在できるといった安い料金の価格設定をしているところも多く存在をしているところでございます。しかしながら、季節にかかわらず、北海道観光やレジャーの拠点にされてしまうだけで、実際の移住者増加につながったケースは極めて少ないといった声もあるようであります。また一方では、観光旅行の拠点として長期に滞在されても、飲食や生活用品の購入など経済効果も少なからずあるとあって、このような実態も容認している自治体があることも事実ではあります。

当町に対するちょっと暮らしの照会につきましても、年に数件程度ありますが、体験型住宅の整備に当たっては多額の費用を要することから、新たに滞在型の住宅を建設する考えはありませんが、古くなった公営住宅など既存の未利用の施設を活用して環境整備を行

うことも考えられます。しかし、繁忙期の管理や冬期の利用がない時期における維持管理、メンテナンスの問題もありますことから、少し時間を要しますが、人口増加対策として何が効果的なのかを念入りに検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○2番（早坂寿博君） 私も由仁町だけではなく、ほかの南空知3町を回りまして、今どのような体験型住宅がなされているか、ちょっと確認をさせていただきました。長沼町においては3戸の体験住宅があり、これは平成29年1月から11月までなのですが、今年度利用者数が7から8組ありまして、19名の方が長沼の体験住宅を体験されているそうです。そして、南幌町におかれましては体験住宅は1戸で、ことし15組の方が体験されたそうです。栗山町においては5戸ありまして、ことし31組、65名の方が体験されました。これで驚いたのは、栗山町の体験住宅に入りまして、栗山町以外のほかの町村に移住された方もことしおられるそうです。僕もそれ初めて聞いて、名前を聞くのもなんですので、どこの町村に入ったということも聞いてはおりませんが、聞くところによると体験住宅のないところに移住されたそうです。そういうこともありまして、3町の職員の方から、どの町村におきましても移住定住に関しては由仁町さんがどの町よりも取り組み、推進をしているというお褒めの言葉もいただきました。そこは、私も町民として胸を張ったところでもあります。

それで、道のほうでも生涯活躍のまちという構想があります。町長も知っているかと思いますが、生涯活躍のまちというのは、生涯にわたって住民が安心して住み続けられるまちづくり、その魅力を移住者にとっても暮らしやすい持続可能な地域社会の実現を目指すものでありますと、そして道内でも構想を深める市町村間でその情報の共有を図るとともに、専門コーディネーターと連携して地域に出向き、助言等を行い、ふるさと移住定住推進センターを活用し、構想の推進を積極的に支援していくと書かれております。こういう道の方針もありますので、今後由仁町においても体験住宅並びに移住定住に関して道と協議しながらますます進めていくよう努力していただきたいと思います。

最後にもう一度町長のご見解をいただき、私の質問を終わらせていただきます。お願いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 議員から大変貴重な情報提供という形がございましたことを改めて感謝を申し上げるところでございます。

議員南空知の3町を回りまして細かく調査をしたようでございます。実は、私どもの町も平成19年、未活用の教員住宅を使って滞在型住宅を整備しようということで着手をしたところでございますが、大変建物が古いということ、それから家具、家財、電化製品等がなかなか十分取りそろえることができなかつた。また、もう一つ、これはうちの町の特徴なのでしょうか、先行している自治体のほうから、これは情報提供でございますが、空港に近いので、北海道観光の拠点に使われてしまう。さらに、町内にはゴルフ場が2つ、

近隣にもゴルフ場銀座と言われるぐらいゴルフ場があって、短期滞在をしてゴルフ三昧のウイークリーマンションとして使われてしまうと、そういったような情報も入ってきたところでございます。何分施設整備に非常にお金がかかるということで、19年度の事業については実施を見送ったところでございます。

その後、移住者を呼び込むにはどのような事業が効果的かということで検討を進めてまいりまして、実は移住体験モニターツアーを実施しているところでございます。これ北海道でちょっと暮らしといいますとどうしても夏に非常にたくさんの方が訪れているようですが、私どもの町は、北海道は冬を切り離して生活することはできませんので、冬に、寒さの一番厳しいときに実施をしております。平成27年度に私どもが主催をいたしました。28年度と29年度につきましては、私どもが実は音頭をとりまして、南空知4町が主催をいたしましてこの移住体験モニターツアーを実施したところでございます。平成28年度に参加をしていただきました大阪府のご夫婦の方1組でございますが、ことしの7月に由仁町に移住をしていただいたという実績もございます。

移住という施策を進めていくこと、これを実際に実績を上げることは大変難しいことだと思っておりますが、この事業とりあえず1組の実績上がったことですから、来年の1月にも町の主催として由仁びとくらし体験ツアーという名称で開催する予定でありました。これらの事業を含めて今後とも、足並みが緩い、遅いのではないかとと言われるかもしれませんが、着実に進めてまいりたい。人口増加に貢献できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○2番（早坂寿博君） これからも体験住宅並びに移住定住に関しては大事なことだと思っておりますので、どんどん進めていくよう努力していただきたいと思っております。我々も努力したいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

私の質問を終わらせます。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、羽賀君の発言を許します。

羽賀君

○1番（羽賀直文君） 質問に入る前に、一部字句の加筆をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。答弁者を町長、教育長としているのに対し、質問の最後尾、最後の行です。教育長の字句が抜けておりますので、加筆をお願いしたいというふうに思います。

それでは、私は子供の生活実態調査、意識調査についてご質問させていただきます。近年各自治体で取り組んでいる子供の生活実態調査では、子供の貧困対策を効果的に推進するため、子供の世帯の経済状況と生活環境や学校、家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的としたものが主となっています。また、同時に行われている自己肯定感に関連する意識調査において、子供の養育に関して困難度が高いとされる世帯では、それ以外の世帯と比較して自己肯定感が低いなどの特徴が見られるなど、これから夢と希

望を持って成長していくべき子供たちに暗い影を落としています。家庭が抱える困難さが見えにくくなっている今日、当町においても実態調査を実施し、子供やその家庭が抱える課題に対する今後の効果的な就労支援、生活支援、教育支援策につなげる資料とすべきと考えますが、町長、教育長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 羽賀議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、保護者の経済状況などにかかわらず、全ての子供がひとしく教育を受けられ、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが使命であると考えており、その対策を講じるために子供たちの実態を把握することは極めて重要であるというふうに考えております。子供の生活や実態に係る調査についてであります。全国的には平成27年度に国が創設いたしました地域子供の未来応援交付金制度を活用して、169の自治体の実態調査や体制整備などに取り組んでいると承知しているところであります。

当町における子供の生活実態についての把握状況であります。小中学校におきましては家庭環境調査により児童生徒個別の家族構成や保護者の勤務先、健康状態などの基本的な家庭環境についての情報を把握しているほか、義務教育の機会均等とその水準向上を図る観点から、全国的に実施されております全国学力・学習状況調査において生活の実態に係る質問に加え、自分にはよいところがあるかなどのいわゆる自己肯定感に関連する質問も含まれており、毎年対象となる学年において調査を実施しているものであります。また、子供たちがよりよい教育環境を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すために実施しております学校評価においても、学校や家庭における学習状況や学校生活、学校外における生活習慣などについて調査をしており、これにより実態把握に努めているとともに、改善策を講じているところであります。

なお、子供たちへの支援対策として実施している就学援助制度につきましては、保護者の経済状況などにかかわらず、全ての子供の保護者に対して制度の周知を行っているところでありますが、今後とも必要とされる世帯において制度を活用できるよう周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 私のほうからも羽賀議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま子供の生活実態調査の実施状況、小学校、中学校を含む教育委員会が実施しております当町の実態把握の状況などにつきまして教育長がお答えをいたしましたので、私のほうからは省略させていただきます。

私といたしましても、当町の子供を取り巻く生活環境を向上させ、必要な支援を講ずることにつきましては大変重要な使命であると認識しているところでございます。町一般行政部署におきましては、現在は生活保護制度や児童扶養手当、保育料の負担軽減施策などを通じて低所得世帯やひとり親世帯の状況を把握し、経済的な支援を実施している

ほか、乳幼児健診や保育園での子供の状況、さらには保護者との面会などを通じて生活状況を把握しながら、個別に保健指導や生活指導、相談などに対応しているところでございます。これらの状況を鑑みながら、さらに子供の生活実態調査が必要か否かということにつきましては、教育委員会が把握しております状況、情報も含めまして、教育委員会、関係機関などと十分協議をする必要があると考えているところでございます。

特に貧困問題や経済的な課題に対する対策につきましては、国や都道府県が担うべき役割と子ども市町村に求められる役割がそれぞれありますので、議員ご指摘の調査が必要であると判断した場合におきましては、町として何をすべきなのか、何をしなければならないのか、その支援策なども見きわめながら、現在この調査の実施で先行して実施しております他の市町村の調査状況なども注視いたしまして、調査の方法、調査の内容なども総括的に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○1番（羽賀直文君） ただいま教育長と町長よりそれぞれ答弁をいただきました。町長答弁では、調査を行った各自治体の調査内容を見た上でというような発言だったかというふうに認識しておりますけれども、それではいささか時期を逸するというか、自分の自治体のことはやはり自分たちが調査すべきではないかなというふうに思っております。私も今回のこの調査の、ネット時代ですから、パソコンを開けばいろいろな情報が短時間でやすく手に入るわけでございますけれども、いろいろなところ、調査結果見せていただきましたけれども、設問が似通った内容のものに関しては大体傾向が似ているというか、同じような傾向にあるという、今回そういう認識を持ちました。

特に今回私がこの問題について興味を抱いたのは、昨年10月から11月にかけて行われた佐賀県武雄市が行った子供の生活実態調査を見て、これは看過してはいけない問題ではないかという認識を持って、今回質問させていただく契機となったところでありますけれども、武雄市におきましては独自の調査の中で事前に子供の養育に関して困難度が高い世帯を判別、類型化し、それ以外の世帯との比較、分析を行っているところだというふうに私は思っております。さらに、当時佐賀県内では初めての調査だったわけですが、小学校1年生の保護者、小学校5年生の児童と保護者、中学校2年生の生徒と保護者、保護者が総じて1,350人、子供が886人に対して行われた調査でございましたけれども、ほかの調査と比較して、驚くべきはその回収率が保護者が90.7%、子供に対しては94.7%と非常に高かった。同じ時期に道が同じような調査しておりますけれども、こちらは回収率という名目ではなくて有効回答票率とされておりますけれども、道のほうはいずれも、保護者も子供も70%台と。大きな自治体になりますと大概40%だと。いかに武雄市の調査が職員一丸となって取り組んだか、そういうような調査だったのではないかなというふうに思っております。

サンプル数にも違いがあるから、一概にどうこうとは評価できないかと思っておりますけれども、これらの調査で私が見えてきたのは、もちろんそれぞれの子供の生活の内容、それからそういう実態から見えてくるものがいろんな角度にいろいろ関係しながらあるのだなど

いうふうに感じました。例えば先ほど外からは見えづらくなっている、貧困の困難度が高い状況が外から見えづらくなっているというふうに申しましたけれども、どのような物を持っているかという調査に対しては、困難度が高い家庭でもそれ以外の家庭でもそれほど大差がないという調査結果が出ています。ところが、携帯やスマートフォンは、逆に困難度が高い家庭のほうが比較的所持率が高いのです。これは、防犯目的なのか、私個人的なあれではわかりませんが、どちらかというイメージからするとそういうのは持ちづらいかなと普通の意識では思ってしまうかもしれませんが、逆にそういう所持率が高いということ。

それから、そういうことよりも、まず先ほど教育長もおっしゃっていましたが自己肯定感、私はこちらのほうが圧倒的に大事なのかなというふうに思います。小学校の高学年や中学生というと、本当にこれから自分の将来に対して夢を持っていなければならない世代が、例えば武雄市の調査ですと自分の将来が楽しみ、価値のある人間だとか、自分のことが好きだとか、10項目ぐらい自己肯定感の調査があるのですけれども、自分のことが好きだとか、価値のある人間だという意識のところが困難度が高い世帯の子供は非常に低いのです。それはどういうことに起因しているのかというのは、専門家でないので、私なかなか分析まで至りませんが、そういう状況下に子供たちを置いておくのは決していい環境ではない。そういう子供たちにこそ希望を持たせる施策が必要ではないのか、そういうふう感じて今回質問させていただきました。

昨年の6月定例会、第2回の定例会ですか、佐藤議員が子供の貧困に対する教育支援ということで質問をしたかと思います。そのときの町長答弁の中に、由仁町の子供の貧困率を的確に把握するのは困難だとしか答弁なさいました。実際にそれは困難なことなのでしょう。こうやってそれぞれの自治体がそれぞれの、専門家を雇ったかどうかわかりませんが、きちっとした中で状況を把握している。やっている自治体があるということ踏まえて、町長として、先ほどはほかの自治体の結果を見てからというふうでしたけれども、いま一度調査、必要があるかないかをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 私は教育の専門家ではないので、余りうまく答弁することができませんが、自己肯定感ということでございます。これは、私は一人一人の子供あるいは親の心の問題だと思っております。心の底、心の中、その心の底、心の中を行政としてどんな形をもって、紙の調査票を配って、その心の中をのぞく調査をして、行政としてどうするかという大変難しい問題だというふうに私は捉えております。これは難しいというふうに考えております。自己肯定感、私はどうも余り理解をしていないのでありますが、周りの人から、君はすばらしいねとか高い評価を得ると自分の存在価値というのでしょうか、そういったものを感じたときの感情、これはもしかしたら自己肯定感ではなくて優越感なのかもしれないと思います。逆に、周りの人の評価が下がったときには、劣等感というのでしょうか、もしかしたらこれが自己肯定感の反対になるのでしょうかね、自己否定につながっていくものではないかなというふうに思うところであります。そうやって見てみま

すと、自己肯定感、これだけに限定してみますと、自分の存在価値を他人の評価に委ねてしまっているということも私は拭えないのではないかなふうに思っております。

調査というのは、確かにある程度の傾向を理解することができると思います。しかし、その結果を読み間違えるとこれはまた大変なことになってしまうのではないかなと、そんな危険性も抱いていると私は個人的には思っているところでございます。調査をすれば結果が出てくる。その結果に基づいてどういったことを支援していかなければならないかということは、これは事前にしっかりとプログラムといいますか、フレームをつくってから実施をしなければ、一步間違えれば大変なことになるのではないかなと、そう考えているところでございまして、これは慎重に対応していきたい。そのためには、大変お恥ずかしながら、私は今議員が例示されました佐賀県の武雄市、その例もきょう初めてお聞きしたものですから、まだまだ勉強不足だと認識しているところでございます。いずれにしても、きちんとどのような自治体がどのような方法で実施したのか、場合によっては武雄市のそのまちの産業形態、就業構造がどうなっているのかということろまでちゃんと調べていかなければ、金太郎あめのような、1から10まで全部とは言いませんけれども、紋切り型の調査方法ではいかなものかなと思っているところでございます。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○1番（羽賀直文君） 佐賀県武雄市、前市長の樋渡啓祐さんという方のお話を私は聞いたことがあるのですがけれども、この実態調査を行ったのは樋渡氏の部下であった後任の小松市長という方が任期のときにかどうか、今も任期ですけれども、小松市長という方が率先して調査を行って、この小松市長という方は子供時代は大変貧困の家庭で育って苦労された方で、この統計をとるや否や、すぐ武雄市子どもの未来応援計画、プロジェクトを立ち上げて、その調査結果をもとに動いているという、そういう話でございまして。これだけスピード感を持った市長さんなかなかないのかなというふうに私はお話を聞かせていただきましたけれども、先ほど言った自己肯定感、どうして大事なのかと、私は思うのですけれども、やはり子供の自信につながっていくのではないかなと思うのです。

どんな子供が自分が好きではないのかと、これはまた別の調査の結果が出ているのですが、自慢できることがある子は自分のことが好きという傾向がある。自分のことが好きでない子供の特徴として、自慢できることがないことが挙げられる。自分のことが好きでない子供の特徴として、将来してみたい仕事、なりたいものがないことが挙げられる。自分のことが好きでない子供の特徴として、誰かのために役に立ちたいと思わない、そういうことがあるという。それと、教育の関係で言いますと、収入の低い世帯では家庭でほとんど学習しない子の割合が高く、家庭での学習習慣の確立を目指すため学習支援が必要である。なぜ自分の将来が楽しみではないのかといったときに、学校の授業がわからない。ついていけないという答えが比較的多かったというふうな回答が出ております。勉強がついていけないから、自分の将来が楽しみではないという、それはやはり教育そのものにまた問題があるのかなというふうに思いますし、このように調査をすればいろんなものが、これはこういうことに関係しているのだというふうなことが見えてくるので、私はこうい

う調査は大事なのかなというふうに思います。

すぐするか、しないかという答えは先ほどちょっとお聞きしましたので、これ以上追求はしませんけれども、こういう必要性を感じていただいて、それぞれの支援策に寄与していただくよう、そういう資料として私は自分の町のそういう実態を把握しておくことも大事なのではないかなというふうに指摘して、今回の質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 国民健康保険由仁町立診療所設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 国民健康保険由仁町立診療所設置及び管理条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、平成30年3月1日から現在の国民健康保険由仁町立病院を新たに国民健康保険由仁町立診療所として医療サービスを提供するため、条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 議案第1号 国民健康保険由仁町立診療所設置及び管理条例の制定について内容の説明をいたしますので、議案書1ページをごらんください。

このたびの条例は、町立病院の病床転換により新たに開設となる国民健康保険由仁町立診療所の設置及び管理に関して第1条から第15条から成る条例を定めようとするものであります。

それでは、第1条から説明をいたします。第1条は、設置で、国民健康保険法第82条に規定する事業を行うため国民健康保険由仁町立診療所（以下「診療所」という。）を設置するものであります。

第2条は、名称及び位置で、名称は国民健康保険由仁町立診療所とし、位置は現在の町立病院の所在地であります由仁町馬追1番地の1とします。

第3条は、任務に関する規定で、診療所は、国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、次の事項を達成することを任務とする。

第1号として、住民に良質かつ適切な医療を提供するとともに、他の医療提供施設と機能の分担及び業務の連携を推進し、住民の健康の保持に寄与すること。

第2号として、保健福祉サービスと有機的な連携を図り、地域における公衆衛生の向上

及び福祉の増進に寄与することとしています。

第4条は、職員に関する規定で、診療所に所長その他必要な職員を置くこととし、第2項は、所長は、医師をもってこれに充て、町長の命を受けて診療所を管理するものとしています。

第5条は、診療等で、診療所は、町の国民健康保険被保険者に対し、次の診療等を行う。ただし、その他の者に対しても行うことができるとしています。

第1号、診察。

第2号、処置その他の治療。

第3号、薬剤又は治療材料の投与及び支給。

第4号、診療所への入院。

第5号、療養の指導及び相談。

第6号、健康相談及び健康診断。

第7号、各種疾病の予防。

第8号、介護保険関連業務としています。

第6条は、診療科目等で、診療科目並びに診療日及び診療時間は、町長が別に定めることとしています。医師の確保状況により変わるため、別に定めることとしております。

第7条は、入院患者の定数の規定で、診療所の入院患者の定数は19人とするものです。

第8条及び第9条は、入院及び退院に関する規定で、第8条は、入院及び退院に関する手続等は、町長が別に定めることとしています。

第9条は、次の各号のいずれかに該当するときは、入院を断り、又は退院を命ずることができる規定で、第1号で、入院患者が定員に達したとき、第2号で、入院料を著しく滞納したとき、第3号で、患者が診療所に関する規定に違反し、又は職員の指示に従わず、退院させることがやむを得ない者であると認めるとき、第4号で、その他診療所の適正な管理上、患者の入院を不相当と認めたときとしています。

3ページにおきまして、第10条は、使用料及び手数料に関する規定で、診療等を受けた者から、次の各号に掲げる使用料を徴収する規定で、第1号は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他の法令の適用を受ける者の使用料は、当該法令及び関連告示等の定めにより算定した額とするものです。

第2号、自動車損害賠償保障法の適用を受ける者の使用料は、前号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額とするものです。

第3号、労働者災害補償保険法の適用を受ける者の使用料は、第1号の規定により算定した額に100分の115を乗じて得た額としています。

第4号、第1号から前号に規定する法令の適用を受けない者の使用料は、第1号の規定により算定した額に100分の170を乗じて得た額としています。

第5号、別表第1に規定する区分ごとの使用料は、同表に掲げる額とする。

第2項、別表第2に規定する文書の交付を受けた者から、同表に掲げる手数料を徴収する。

4ページの別表をごらんください。4ページ下段からの別表第1及び5ページから6ペ

ージの別表第2は、診療等で算定基準の定めがない使用料及び手数料について現在の町立病院の設置等に関する条例でも定めておりますが、その使用料及び手数料の規定内容を整理して、それぞれ3ページにあります第10条第1項第5項の使用料として別表第1、第2項の手数料として別表第2としてそれぞれ区分して定めております。

3ページにお戻りください。第3項は、使用料及び手数料で消費税及び地方消費税が課されるものについては、その額を加算して徴収をする規定であります。

第4項、前3項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は健康保険組合等との契約に基づくものにあつては、当該契約の定めるところによるものとしております。

第11条、前条に規定する使用料及び手数料は、診療その他の業務を行った都度これを徴収する。ただし、入院患者の使用料及び手数料については、町長が別に指定する日までにこれを徴収することとしております。

第12条は、使用料及び手数料の減免に関する規定で、町長は、天災その他特別な事情により当該使用料及び手数料を納付することが困難な場合又は特に必要と認めたものについて、これを軽減又は免除することができるものとしております。

第13条は、損害賠償の義務で、診療所の使用者及び来所者は、その責めに帰すべき理由により施設その他の物件を破損し、若しくは滅失したときは、町長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとしております。

第14条は、業務の委託で、町長は、診療所の業務の一部を委託することができることとしております。

第15条は、委任に関する規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則としまして、1は施行期日で、この条例は、平成30年3月1日から施行することとしております。

2は、国民健康保険由仁町立病院の設置等に関する条例は廃止する規定であります。

3は、経過措置で、この条例の施行の際、現に廃止前の条例に基づき設置された国民健康保険由仁町立病院に入院していた者が、この条例に基づき設置された診療所に引き続き入院する場合は、この条例による入院手続を行った者とみなす規定であります。

4は、廃止前の条例の規定に基づき課した、又は課すべき使用料及び手数料については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 何点か確認しておきたい。

まず、第1点は、第4条の2項、所長は、医師をもってこれに当て、町長の命を受けて診療所を管理すると。これ具体的に説明お願いできますか、何を指しているのか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 町立病院事務長のほうから説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 診療所施設の管理に関しては、施設の管理は当然そうですが、経営も含めて管理をするということになるかと思います。単純に、医師ですので、診療以外に今後の医療の方策、経営方針もある程度視野に入れて取り組んでいただくことも管理の中身となるものと考えております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） この条文の後段に書いてある町長の命を受けてという部分なのですけれども、これは町長が命令しなければ、この待遇はどうなるのですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時07分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

説明を求めます。

病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） まず、診療所、医療機関の管理者においては、基準では医師がすると決まっております。その中で、建物の実際の設置者である町長が診療所及び建物の管理を町長名で命令して行わせるということになります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 先ほどの説明で、所長という位置づけされた方がこの施設の運営及び管理をすると、こういう説明でした。そこで、お聞きしたい。この診療所の会計決算時、ここの責任は所長がとるのですか。それとも町長ですか。施設管理運営に関する決算ですよ。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 予算の執行と管理に関しては、町長になります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 診療所の実際の運営、これは町長がやるのでしょうか、先ほどの説明では。収支決算は町長がやるのですか、この診療所の。町長は最終責任でしょう。運営に関する部分の収支の決算は、どなたがするのですか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 予算の執行、収支に関しては、町長が責任をとることとなります。

○5番（浮田孝雄君） 施設の運営の部分は、運用した部分は。

○町立病院事務長（安達 智君） 実際の業務そのものの運営は町長から命を受けてやりますけれども、予算の執行に係る決算等においてはその責任は町長になります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それは、また後ほどいきます。第4条ばかりやっているわけにいきませんので。

それから、第9条、第9条に第1号から第4号まで条件が書かれております。これは、前段の第3条の趣旨と整合するのですか。もうちょっと具体的に聞きますか。次の各号のいずれかに該当するときは、入院を断り、または退院を命ずることができると、その条件として4つ書かれております。入院患者が定員に達したとき、まず1番目。診療所が入院患者で満床になっていきますと、その次の方が診察に行ったときに、この対処の仕方はどうするのですか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 診療所の病棟でもし定員になれば、協力できる医療機関にお願いするのか、もしくは現在入院している方の中で例えば療養的なものであり、特に医療的な頻度の低い方で、もし老健にかわれるような方がいれば、そちらのほうの老健側に移ることができないのか、その辺を判断して、当然患者と、また家族のほうと相談して、ベッドのあきをつくるか、もしくは近隣の協力できる医療機関との連携をとってその辺の患者のほうの手配をしていきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） （3）、違反したときは退院させることがあります。19名の入院患者さんの中にお年寄りのアルツハイマーの病気の方がおりましたと、これはどこかそれ専門の病院に移す、そう解釈すればいいのですか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 認知症によっていろいろな症状が出てくる方、ただ徘徊するだけの方もいれば、何らかの暴力的な行為といたしますか、そういうのも当然出てくる。それは、その患者によっていろんなケースが出てきますけれども、その症状に合わせた中で、仮に町立の新しい診療所で対応できるのか、できなければ、その患者さんに一番適した医療機関はどこなのかというところを探して、それでそちらのほうに転院をしてい

ただくだとか、そういう方向を考えていきたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 次は、第14条、町長は、診療所の業務の一部を委託することができる。これ説明してください。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 今現在も業務の一部を委託しております。その主なものは、給食業務であります。かつては調理員を自賄いでやっておりましたけれども、今現在は民間の給食会社に業務を委託してやっております。そこを現在すぐかえることができませんので、今現在の委託業務の一部としてはその給食業務の部分であります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） その場合の配食の部分の料金の決め方はどうしているのですか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 調理部分に係る経費と食材の部分に係る1食当たりの経費で契約金額を定めて、1食当たり幾ら、もしくは調理員がおりますので、その辺の経費をひくくめた調理業務の契約金額でやっております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 結局給食センターに今後業務を委託すると、こういう解釈。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 院内の調理室で、病院内でつくって提供するという形です。

○議長（熊林和男君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 国民健康保険由仁町立診療所設置及び管理条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第2号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、国民健康保険由仁町立診療所と併設して介護老人保健施設を新たに開設し、施設サービスを提供するため、条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 病院事務長

○町立病院事務長(安達 智君) 議案第2号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の制定について内容の説明をいたしますので、7ページをごらんください。

このたびの条例は、町立診療所と併設し、新たに開設する介護老人保健施設の設置及び管理に関して第1条から第14条から成る条例を定めようとするものであります。

第1条から説明をいたします。第1条は、設置で、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、心身の状況等に応じた適切な看護及び機能訓練その他必要な医療を提供するため、介護保険法(以下「法」という。)に規定する介護老人保健施設を設置するものであります。

第2条は、名称及び位置で、名称は由仁町介護老人保健施設ひだまりです。この愛称のひだまりでありますけれども、命名に当たっては由仁中学校の全生徒に募集をかけ、応募総数56点のうちから選定して、この愛称をつけております。位置につきましては、現在の町立病院の所在地であります由仁町馬追1番地の1としております。

第3条は、職員に関する規定で、施設に施設長その他必要な職員を置くとし、第2項で、施設長は、医師をもってこれに充て、町長の命を受けて施設を管理するとしております。

第4条は、事業で、施設は、次に掲げる事業を行うとし、8ページをお開きください。第1号で、法第8条第28項に規定する介護保険施設サービス、第2号で、その他町長が

必要と認める事業としております。

第5条は、入所対象者で、施設に入所することができる者は、次に掲げる者としております。

第1号は、法第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者。

第2号は、前号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者としております。

第6条は、定員で、施設の入所定員は、29人とするものであります。

第7条、第8条は、入所及び退所に関する規定で、第7条は入所及び退所に関する手続等は、町長が別に定めることとしております。

第8条は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を断り、または退所を命ずることができる規定で、第1号は、入所者が定員に達したとき、第2号は、利用料を著しく滞納したとき、第3号は、入所者が施設に関する規定に違反し、又は職員の指示に従わず、退所させることがやむを得ない者であると認めるとき、第4号は、その他施設の適正な管理上、入所を不相当と認めたときとしております。

第9条及び第10条は、利用料に関する規定で、第9条、施設に入所する者の利用料は、法第48条第2項及び法第49条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額としております。

第2項、前項に定めるもののほか、食事の提供に要する費用、居住に要する費用及びその他の日常生活に要する費用は、別表に掲げる額としております。

9ページの別表をごらんください。別表で食費、居住費、日用品費、教養娯楽費、テレビ、冷蔵庫使用料についてそれぞれ料金を定めるものであります。なお、食費と居住費につきましては、所得階層により負担限度額の基準がありますので、備考欄のとおり、認定証に記載されている額としております。

8ページに戻りまして、第10条、前条の利用料は、町長が別に指定する日までにこれを徴収することとしております。

第11条は、利用料の減免で、町長は、天災その他特別な事情により当該利用料を納付することが困難な場合又は特に必要と認めたものについて、これを軽減又は免除することができることとしております。

第12条は、損害賠償の義務で、施設の入所者及び来所者は、その責めに帰すべき理由により施設その他の物件を破損し、若しくは滅失したときは、町長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるものとしております。

第13条は、業務の委託で、町長は、施設の業務の一部を委託することができることとしております。これは、先ほどの町立診療所と同じであります。

第14条は、委任に関する規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則としまして、この条例は、平成30年3月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 第5条の（1）、要介護認定を受けた者が入所できると、こう記載されております。介護認定の仕組み、ちょっと教えていただけますか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） まず、要介護認定を受けるに当たっては、要介護認定の申請を由仁町であれば保健福祉課のほうに申請をしなければならないことになっております。介護認定の申請をして、その申請から、原則ですけれども、30日以内に審査会にかけて、1次判定、2次判定を受けて、要介護になるかを決定して、30日以内に本人に通知するということになっております。その要介護に基づいて、施設に入所できるのか、それとも在宅のサービスだけになるのか、それはその認定が出てからの判断になるものと思います。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） ということは、診療所に入院されている方が目視の状況の中で、これはもう老健のほうがいいのではないかと、医療行為も特別ないと。この方は、要介護認定はどこで受けるのですか。入院中に受けることが今もできるのですか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 現在入院されている方も、かつては要介護認定を持っておられた方も大半いらっしゃいます。入院中に期間が切れて、今現在認定がないという方もいらっしゃいますので、その辺のある程度老健に移っていい方については、こちらのほうから家族に話して申請をある程度出していただいて、こちらのほうで進めていきたいなどは考えております。こちらのほうでその申請用紙をもって、お互い町の機関連携をとって、利用者になるべく負担をかけないようにやっていきたいというふうには考えております。

○5番（浮田孝雄君） それは、入院中でも可能。

○町立病院事務長（安達 智君） 入院中でも可能であります。

○議長（熊林和男君） そのほか質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第3号 国民健康保険由仁町立病院の病床転換に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 国民健康保険由仁町立病院の病床転換に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、新たに町立診療所及び介護老人保健施設を設置することに伴い、関係条例の文言整理及び特別会計の設置などを行う必要があるため、条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 病院事務長

○町立病院事務長(安達 智君) 議案第3号 国民健康保険由仁町立病院の病床転換に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例は、先ほどの議案第1号、第2号でも説明しておりますが、町立病院の病床転換に伴い、町立診療所及び介護老人保健施設に施設がかわることによる関係条例の内容等について整理をするものであります。

議案第3号資料の国民健康保険由仁町立病院の病床転換に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表により説明をいたしますので、ごらんください。右側が現行で、左側が改正案であります。

第1条関係は、由仁町議会委員会条例の一部改正で、病床転換に伴う文言の整理であります。第2条中の「通り」を平仮名の表記に改め、第2号ソ中の「町立病院」を「町立診療所等」に改めるものであります。

次に、第2条関係は、由仁町職員定数条例の一部改正で、第2条第6号を町立診療所に勤務する職員27人に改め、同条に第7号として、町介護老人保健施設に勤務する職員16人の1号を加えるものであります。

次に、第3条関係は、職員の定年等に関する条例の一部改正で、2ページをお開きください。第3条ただし書き中の「国民健康保険由仁町立病院」を「町立診療所及び町介護老人保健施設」に改めるものです。

次に、第4条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正で、介護老人保健施設が新たに設置となることに伴い、看護、介護職員の夜間の勤務を行う職員に対しての夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当の支給内容について整理をするため、第14条に第2号として、前項の規定にかかわらず、町立診療所又は町介護老人保健施設において前項の夜間勤務を命ぜられた職員には、第10条の特殊勤務手当を支給するの1項を加えるものであります。

第15条の2は、文言の整理で、第1項中「病院」を「町立診療所」に改めるものです。

別表第3(イ)の表中、3ページをお開きください。5級、6級の欄は文言の整理で、「国保町立病院」を「町立診療所又は町介護老人保健施設」に改めるものです。

次に、(ロ)の表は、1級の職務の名称を1、町立診療所の医師または医長の職務に、2として、町介護老人保健施設の医師の職務に、2級の職務の名称を1、町立診療所の所長又は副所長の職務に、2として、町介護老人保健施設の施設長の職務に改めるものであります。

次に、第5条関係は、由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部改正で、先ほどの職員の給与に関する条例の一部改正で説明したとおり、特殊勤務手当等の支給について整理を行うために改正するもので、第2条第2号を夜間看護手当に改め、第4条の見出しを夜間看護手当に改め、第1項を夜間看護手当は、町立診療所及び町介護老人保健施設に勤務する看護師及び准看護師、介護福祉士等である職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給するに改め、4ページをお開きください。第2項中「2,900円」を「7,100円」に改めるものであります。

第5条は、文言の整理で、「病院」を「町立診療所」に改めるものであります。

次に、第6条関係は、由仁町職員等の旅費に関する条例の一部改正で、別表(1)、別表(2)、5ページの別表(3)の区分中の「病院長」を「町立診療所長・町介護老人保健施設長」に改めるものであります。

次に、第7条関係は、由仁町特別会計設置条例の一部改正で、町立診療所及び介護老人保健施設の設置に伴い、会計においても新たな特別会計を設置して運営をするために改正するものであります。

第1条第1号を国民健康保険由仁町立診療所特別会計、診療事業、介護事業に改め、第2号として、由仁町介護老人保健施設事業特別会計、介護老人保健施設事業、その他の介護事業の1号を加え、6ページをお開きください。現在の第2号の由仁町集落排水事業特別会計を第3号に改めるものであります。

次に、第8条関係は、由仁町国民健康保険条例の一部改正で、病床転換に伴う文言の整

理で、第7条第2項第2号中「病院」を「診療所」に改めるものです。

附則としまして、1、施行期日であります、この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第7条中由仁町特別設置条例第1条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。このただし書きにつきましては、介護老人保健施設が新たな設置となるために、備品等の準備を開設日まで整備しなければならない関係から、介護老人保健施設の特別会計については公布の日から施行しようとするものであります。

2は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行の日前に夜間勤務又は宿日直勤務した職員に支給すべき夜間勤務手当及び宿日直手当については、なお従前の例によるものとしております。

3は、由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行の日前に宿直又は日直の職務に従事した職員に支給すべき看護手当については、なお従前の例によるものとしております。

4は、由仁町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行の日前に出張し、又は赴任した職員に支給すべき旅費については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 診療所特別会計、それから老健事業特別会計、2本特別会計が立ち上がるわけですがけれども、第2条の職員定数、この条例の中の看護師の部分はどのようなものでしょうけれども、介護の部分に関する職員不足のときにはこの2つの施設を相互労働の対象にすると、こういう先般の説明です。そして、会計は2つ立ち上げると。これは混乱しませんか、どうでしょうか。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 介護老人保健施設で介護職員がもし不足した場合には、前回の全員協議会で、相互利用というか、相互勤務という形の説明しておりますけれども、基本的にはまずその前に恐らく入所の定数を調整するような形になるかと思えます。基準は、一応入所者に対して3対1の基準があります。看護、介護職員の基準割合が入所者に対して3対1という形になっておりますので、まずその基準に合うかというところになってまいります。看護補助員といいますか、病院では今看護補助員という名称が介護老人保健施設に移行して、現在7人しかおりませんが、これと看護師を3人加えると10人です。施設の定員が今29人です。仮に3対1をとった場合にこの人数で基本的にはクリアできるというふうになります。10人いれば、数字上の話でありますけれども、基本的にはクリアできるという形になりますので、現在介護補助員が仮に1人欠けた場合には、看護師、将来的には老健の看護師を4から5にしたいというふう

に考えておりますので、まだ1名ぐらいの若干の余裕はあろうかと思っておりますけれども、ただ今後この看護補助員も補充されるかどうかわからないので、その辺の確保は今現在も随時しているところであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） ただいまの説明の中に職員の確保ができなければ入所の数を絞っていくと、こういうお話でしたか、ちょっと確認します。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 入所者の人数を最終的にコントロールをするのは、いよいよ最後の手段だと考えており、その部分は今のところならないように職員のほうも確保していきたい。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 私たちは、前段の話を理解すればいいのですか、それとも後段の今お話しされた話を理解すればいいのですか、どちらなのですか。混乱します。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 後段でお願いします。

○議長（熊林和男君） 浮田議員、会計の混乱という質問があったのですけれども、その答えはいいですか。

○5番（浮田孝雄君） していないでしょう。

○議長（熊林和男君） だから、していないから、いいですか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 後段のほうで理解すると。それでは、条例に規定している29名に対する16人ですか、その16名の確保というのは、これは老健施設の定員数に対する法律ですか、その16名というのは。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 法律にある基準の全ての人数をこの定数にはしておりません。この介護老人保健施設は基本的に診療所と併設になりますので、併設する場合の老人保健施設の一つの人員基準の緩和というのがありまして、医師、リハビリ、それと薬剤師関係については兼務ができるという形になりますので、兼務関係の職員については一応この定数からは除いております。この中でも介護と看護と、あとケアマネ等の人数を含めて、その最大人数を記載しているところであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 再度確認しておきます。入所定員は29名、それから職員の定数は16名、とりあえず一応条例としては持ちます。ところが、診療所の定数が16名に満たない場合、老健のほうに入所されていた方に対して数的には対応できないと、そういう説明ですね、先ほどは。対応できるような体制をとると、それは職員の定数が16名になったときには29名に老健を持っていくと、こう解釈すればいいのですか。相互労働というのは、先般のお話と今回は違いますね。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 相互労働は、基本的には今のところ考えてはおりません。今現在7人いる介護職員とプラス3人加われば、看護、介護職員が10になります。基準的には看護、介護職員を合わせた数に対して、あとは入所定員でどうかというところが基準になりますので、現在病棟の看護師を3人介護老人保健施設に配置して、今現在の看護補助員がそのままいけば、定員までは基本的に受け入れすることは可能です。先ほど言いましたように定員が29ですので、3対1でいきますと10人いればいいという形ですから、実際運営といたしますか、全て回るかどうかは別におきまして、基準上はそれでクリアです。10人いれば基本的に回りますので、現在も基本的には10人いることには何とかできるだろうとは思っておりますけれども、ただ今後の状況によって変わるかもしれませんけれども、今のところ人数的には基準の中でおさまると思っております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 第7条、診療所特別会計と老健事業特別会計、先ほどの説明だとこれは診療所に関しては決算に関しては町長が責任とると。（2）の老健事業特別会計、これは施設長が責任とるのではなくて、やはりこれも町長が責任とるのですか、運営の中身に関しては。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君） 診療所と同様です。

○議長（熊林和男君） そのほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思っておりますので、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 国民健康保険由仁町立病院の病床転換に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時01分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、平成30年4月に予定しております由仁町学校給食センターの移転に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 議案第4号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、現在改築工事を進めております平成30年4月に予定しております給食センターの移転に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

説明につきましては新旧対照表で行いますので、議案第4号資料、由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案でございます。

第2条に規定しております給食センターの位置を現在の所在地であります由仁町新光1

98番地から新しい給食センターの所在地であります新光53番地の1へと改正するものであります。

附則であります。この条例の施行期日は、新しい給食センターの供用開始予定日であります平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町学校給食センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、道路法施行令の一部改正に伴い、由仁町道路占用料徴収条例に規定しております道路占用料金を改定しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君） 議案第5号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

このたびの改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、道路法施行令に準拠している由仁町道路占用料徴収条例別表、道路占用料金の占用料の改定と道路法施行令の条文を引用している条項及び字句を改め、また別表備考においても占用面積などの端数処理方法を改めようとするものでございます。

議案第5号資料で説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第2条は、占用料の額を定めた規定で、その別表中「占用区分」を「占用物件」に、「単価」を「占用料」に字句を改め、1ページから6ページまでの占用料の欄中、占用料の額及び近傍類似の土地の時価額Aに乗ずる率を改定された額と率に改めるものでございます。

また、4ページから6ページまでの占用物件の欄中、引用している道路法施行令第7条の条文に占用物件が新たに2号追加されたことから、第7条の第3号から第10号までを2号繰り下げ、第5号から第12号に、また同条8号に新たな区分が設けられたことから、別表で引用している条項を改め、整合性を図るものでございます。

6ページをお開きください。別表の備考第6項中「及び第9号」を削り、占用面積などの端数処理を規定している第7項を改正前は表示面積や占用面積などが1平方メートルもしくは1メートル未満であったときは1メートルまたは1メートルに、また1平方メートルもしくは1メートル未満の端数があったものについては小数点以下第2位の端数を切り上げ、小数点以下第1位と計算していた計算方法を改正後は表示面積や占用面積などに0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは切り捨てて計算する方法に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 平成29年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品の増額及び職員の異動などによる人件費の整理など、歳入ではふるさと寄附金の増額及び交付金の減額に伴う財政調整基金の繰り入れなどの計上が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○6番(佐藤英司君) ちょっと聞きたいのですが、今の補助道路新設工事の太田線、第1太田線とか、いろいろ土木の関係が物すごく減額になっているのだけれども、入札全部終わっているのではないかと思うのだけれども、その点もう一回詳しく教えてくださいませんか。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君) 建設水道課長に説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君） 今質問のありました8款2項3目補助道路新設改良費の第1太田線の工事につきましては、こちらから北海道に要望を上げます。実際第1太田線に関しては8,700万、同じパッケージがありまして、3つのパッケージがあつて、道路に関しては第1太田線と由仁市街の南1号線、これが4,400万ありまして、これを合わせた額が1億3,100万、これに対して配当額が41%ということでまず低かったこと。それで、配分した後、南1号線を当初2年間でやろうと考えていましたが、起債のルール等がありまして、単年度で工事をしないと来年は起債は借りれないということもあつて、第1太田線の分の工事費をある程度南1号線のほうに充てまして、南1号線をことしで終わらすということで第1太田線の工事費が大分縮小されたという内容でございます。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○6番（佐藤英司君） 土木債を減らされますと、町内で土木にかかわっている業者がこれから人員を抱えて冬に向かって大変だと思いますので、その点を含めてもう一度検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊林和男君） 答弁はよろしいですか。

○6番（佐藤英司君） 要らないです。

○議長（熊林和男君） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 平成29年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では平成30年度に実施されます北海道への保険者移管、一元化に伴うシステム費用の組み替え、歳入では財政調整基金繰入金の減額が主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(熊林和男君) 日程第13、議案第8号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、収入における患者数減少による入院、外来収益の減額及び一般会計繰入金が増額のほか、新たに開設する町立診療所及び介護老人保健施設への会計移行に伴う予算の整理であります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 病院事務長

○町立病院事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

後藤君

○4番(後藤篤人君) 細かいことは求められませんが、このたびの補正予算で責任者である町長の決意のほどをもう一度聞かせていただけないかなと思ってでございました。

○議長(熊林和男君) 町長

○町長(松村 諭君) 町長の決意ということですが、午前中に行われました通告質問でもございましたが、財政状況が非常に厳しい中であって、その財政状況の厳しい中の一つが町立病院であります。私が就任したときからどんどん、どんどん赤字がふえ続けていくこの町立病院を一体どうするのだということで、議員の皆様方から数回にわたりますてお叱りを込めた質問、提言をいただいたところでございます。そのために私は、町立病院、これ今のままの形態ではやってはいけないと、やっていくことはできないと、残すことはできないということをお答えをしまっていました。そして、昨年度の2月であり

ますが、新年度予算の編成に向けて、町立病院をこの際思い切って病院から診療所に転換すると。そして、ベッド数が余ってまいりますので、余ったベッドについては、これは今保健福祉課が中心になって進めております地域包括ケアシステム、そのサイクルの中の一つの施設として再利用というか、改めて活用するというところで転換を進めているところがあります。

しかしながら、今こうして皆さんの前でお話をしているのでありますが、病院を転換するといいますが、工事をやっているのもありますが、フレームの問題でございまして、肝心かなめの町民の皆さんに聴診器を当てる医者の問題がまだ残念ながら解決をしていないところでございます。今会計上のお話、予算を説明したところでございますが、安定した診療所の運営を図ることはもちろんでありますけれども、全道の平均をはるかに上回るスピードで高齢化がどんどん、どんどん進んでおりますので、とにかく早く地域包括ケアシステムを構築する、在宅医療を推進する、医療サービスを充実していく必要があると考えて、町立病院につきましても診療所への転換に伴いまして新しい医師の体制のもとで再建を図るというのでしょうか、医療サービスの充実に向けていきたいという決意をしているところでございます。

これは弁解になってしまうのかもしれませんが。残念ながらまだ医者のほうは決まっております。これが間もなくとし1年を終えるための私の本当に大きな課題といえますか、全然進まないことに大変悩んでいるところでございますが、これまでの状況をちょっとお話しさせていただきますと、医師の確保に向けたドクターバンク事業を進めております財団法人でございます北海道地域医療振興財団、それから公益社団法人であり、全国規模であります全国自治体病院協議会に対しまして求人等を行いました。そして、私みずからが先頭に立ちまして、機会あるごとに道庁にあります医師確保対策の担当部署、さらには民間の医療機関などに足を運びまして、医師の確保に向けて努力をしているところでございます。9月には私が目指している理想とする総合診療医の先生をお招きして講演会を行いました、できましたら総合内科、総合診療医の確保を目指しているところでありますが、皆さん方の前に胸を張って医者が見つかりました、これから頑張りますというふうに決意をしっかりと述べたいところでありますが、残念ながらいまだかつてそういう状況になっておりませんが、とりあえずフレームを今しっかりとつくって、年が明けましても医師も確保に努めて、3月1日からは由仁町にとりまして新しい時代の医療サービスの提供に努めていきたいと考えているところでございます。そのサービスの充実こそが町立病院に対する基準外繰り出しの支出についても削減されるのではないかと、そう考えているところでございます。

決意のほどというわけではございませんが、これまでの経過を含め私の方からの考え方、病院に対する思いを述べさせていただきました。このくらいでよろしいでしょうか。

○議長（熊林和男君） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第9号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁浄化センターの機器の修繕に要する経費の計上が主なもので、歳入ではその財源に繰入金を充てるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時15分

○議長(熊林和男君) 会議を再開いたします。

◎会議時間の延長

○議長(熊林和男君) 本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

◎日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第10号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費の増額、歳入ではシステム改修に伴う国庫補助金の増額、保険給付費及び地域支援事業費に係る国・道支出金及び支払基金交付金の増額が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第11号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額、歳入では後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 住民課長
- 住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 平成29年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

- 議長（熊林和男君） 日程第17、議案第12号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第12号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出における職員の異動等に伴う人件費の整理及び借り入れ利息の

確定による支払利息の減額であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 平成29年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第13号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、来年3月から運営を開始する国民健康保険由仁町立診療所に係る費用及び町立病院事業会計から移行となる経費などを計上しようとするものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 平成29年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第14号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第14号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会

計予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、新たに設置する由仁町介護老人保健施設の運営に係るその費用などを計上しようとするものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 平成29年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日12月13日は休会とし、12月14日に本会議を開くこととして、本日はこれにて延会をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡をいたします。

12月14日の開議時間は9時30分からとしますので、時間までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

◎延会 午後 4時52分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

4 番議員 後藤 篤人

5 番議員 浮田 孝雄